

養殖業における
営業秘密の保護ガイドライン（案）

【令和5年2月13日暫定版】

水産庁

第1版（令和5年〇月

水一産一庁 3月）

本ガイドラインは、以下の~~I～IV~~I～Vにより構成されています。各生産現場において、まず営業秘密の管理に取り組まれる場合、IIIをご覧くださいだけでも何をしたらよいかを理解いただけるようになっていきます。

なお、本ガイドラインは、農業分野における営業秘密の保護ガイドライン~~（令和4年3月）~~の記載を参考として作成して基本的には踏襲し、養殖業に関して必要な記載を行っています。

- I ガイドライン策定の趣旨
- II 営業秘密管理指針の養殖業農業分野への当てはめ <理論編>
- III 営業秘密の基礎的管理マニュアル <実践編>
- IV 今後の養殖業における技術~~・ノウハウ等~~情報の保護・活用に向けて

目次

I	ガイドライン策定の趣旨	4
1	背景	4
(1)	養殖業における知的財産	4
(2)	営業秘密としての保護	4
2	現状と課題	5
(1)	営業秘密として保護され得る技術・ノウハウ等	5
(2)	管理の実態	8
3	営業秘密の法的な保護について	9
(1)	不正競争防止法の営業秘密	9
(2)	技術・ノウハウ等の整理（暗黙知からの脱却）	10
(3)	情報の帰属等の確認	10
II	営業秘密管理指針の養殖業への当てはめ<理論編>	12
1	総説	12
2	秘密管理性について	13
(1)	秘密管理要件の趣旨	13
(2)	必要な秘密管理措置の程度	14
ア	養殖業における特殊性	14
イ	秘密管理措置の対象者	16
ウ	合理的区分	20
エ	共有範囲と秘密管理性	24
(3)	留意事項	26
3	有用性について	27
(1)	ネガティブ情報	27
(2)	有用な効果の再現性	28
(3)	公知の情報等を王夫した情報	28
4	非公知性について	28
(1)	屋外に存在する情報	29
(2)	第三者が偶然思いつくことができるような技術・ノウハウ等	29
(3)	公知情報と非公知情報とが混在している場合	30
III	営業秘密の基礎的管理マニュアル<実践編>	31
ステップ1	技術・ノウハウ等の棚卸しと共有範囲の確認	32
(1) ①	技術・ノウハウ等の棚卸し（水産動物（貝類含む））	33
(1) ②	技術・ノウハウ等の棚卸し（陸上養殖）	36

(1) ② 技術・ノウハウ等の棚卸し（藻類）	37
(2) ① 共有範囲の確認（個々の生産者（法人を含む）の技術・ノウハウ等）	39
(2) ② 共有範囲の確認（漁協の養殖部会等のグループの技術・ノウハウ等）	40
ステップ2 営業秘密の管理方法チェック	41
(1) 従業員が少数の生産者（家族のみの場合を含む）における営業秘密の管理	42
【参考】ひな型①：普及指導員向け秘密保持契約書面	44
(2) 一定数以上の従業員を雇用している生産者における営業秘密の管理	45
【参考】ひな型②：従業員向け誓約書面	47
(3) 漁協の養殖部会等の地域のグループにおける営業秘密の管理	48
【参考】ひな型③：養殖部会のメンバー向け秘密保持契約書面	50
(4) 都道府県が管理する場合等の広範囲における営業秘密の管理	51
【参考】ひな型④：都道府県内の養殖業者向け秘密保持契約書面	52
付録：普及指導員が所属する組織（都道府県や漁協）における取組	53
① 普及指導員に対する啓発	53
② 生産者から開示された技術・ノウハウ等の取扱いに関するルールの策定	53
IV 今後の養殖業における技術・ノウハウ等の保護・活用に向けて	54
1 オープン・クローズ戦略	54
(1) 戦略の選択	54
(2) オープン戦略とノウハウの保護	54
2 保護の方法の選択	55
3 技術・ノウハウ等の適切な保護と我が国の養殖業技術の発展	56
I ガイドライン策定の趣旨	64
1 背景	64
(1) 養殖業における知的財産	64
(2) 営業秘密としての保護	85
2 現状と課題	96
(1) 営業秘密として保護され得る技術情報	96
(2) 管理の実態	124
3 営業秘密の法的な保護について	141
(1) 不競法の「営業秘密」に関する制度の概要	141
(2) 管理指針	144
4 情報の取扱いに関する留意事項	154
(1) 技術情報の整理（暗黙知からの脱却）	154
(2) 情報の利用可能・禁止範囲の確認	161
II 営業秘密管理指針の養殖業への当てはめ＜理論編＞	18
1 総説	18

2	秘密管理性について.....	19
(1)	秘密管理要件の趣旨.....	19
(2)	必要な秘密管理措置の内容・程度.....	20
(3)	留意事項.....	3734
3	有用性について.....	3835
(1)	ネガティブ情報.....	3936
(2)	有用な効果の再現性.....	3936
(3)	公知の情報等を工夫した情報.....	3937
4	非公知性について.....	4037
(1)	屋外に存在する情報.....	4138
(2)	第三者が偶然思いつくことができるような技術情報.....	4138
(3)	公知情報と非公知情報とが混在している場合.....	4339
III	営業秘密の基礎的管理マニュアル<実践編>.....	44
ステップ1	技術情報の棚卸しと共有範囲の確認.....	4738
(1)	① 技術情報の棚卸し（水産動物（貝類含む））.....	4839
(1)	② 技術情報の棚卸し（陸上養殖）.....	4843
(1)	② 技術情報の棚卸し（藻類）.....	5244
(2)	① 共有範囲の確認（個々の生産者（法人を含む）の技術情報）.....	5547
(2)	② 共有範囲の確認（漁協の生産部会などのグループの技術情報）..	5850
(2)	③ 都道府県が開発した技術情報の取扱い.....	6050
ステップ2	営業秘密の管理方法チェック.....	6142
(1)	従業員が少数の生産者（家族のみの場合を含む）における営業秘密の管理.....	6343
	一定数以上の従業員を雇用している生産者における営業秘密の管理.....	6646
(2)	6646	
	漁協の生産部会などの地域のグループにおける営業秘密の管理.....	6949
(3)	6949	
(4)	都道府県が管理する場合など広範囲における営業秘密の管理.....	7454
IV	今後の農業分野における技術情報の保護・活用に向けて.....	7958
1	オープン・クローズ戦略.エラー! ブックマークが定義されていません。58	
(1)	戦略の選択.....	8158
(2)	オープン戦略とノウハウの保護.エラー! ブックマークが定義されていません。59	
2	保護の方法の選択.....エラー! ブックマークが定義されていません。59	
3	技術情報の適切な保護と我が国の農業技術の発展.エラー! ブックマークが定義されていま	
	せん。60	

I ~~+~~ ガイドライン策定の趣旨

1 ~~+~~ 背景

(1) ~~(1)~~ 養殖業における知的財産

養殖業は、動植物、化学、気象、工作、水質、機械、経営・経済といった幅広い知識と経験の上に成り立つ高度な知的産業であり、我が国の養殖現場における熟練生産者の交配・飼育・選抜等による優れた給餌等の飼育生産技術¹といったやノウハウ等²その他の技術上の情報³（以下「技術情報」という。）及び我が国で開発された優良な表現形質（以下「優良形質」という³。）を発現する養殖生産物は、高品質・高付加価値な水産物の生産を可能にし、我が国の養殖業に国際的な優位性をもたらす強みである源泉として期待されている。

もっとも、これまで、我が国の養殖業では、技術情報は、ノウハウや新しい生産方法を秘匿広く開示する場合もあるのが当たり前であり、特定の生産者等がこれを独占すべきものではないとの考え方から、生産者間で共有されることもあった。このように広く根付いていたために、生産者の交配・飼育技術やその他のノウハウ等技術情報の持つ知的財産（以下「技術・ノウハウ等」という。）として事業上の価値に対する認識が十分とは言えない現状がある³。技術情報が無制限に利用・提供される状況があった。

七か七ながらしかし、「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」（以下「優良系統ガイドライン」という。）でも触れた通り、我が国の養殖業の成長産業化に向けた養殖生産物の海外市場へ輸出拡大の取組み等により、現在の養殖業を巡る情勢は大きく変わっており、例えば、いる。

我が国の優れた養殖業関連の技術・ノウハウ等の知的財産情報が海外に流出すれば、ただ乗り（フリーライド）が生じ、我が国の技術情報の独自性や優位性が希釈化し、ひいては我が国の養殖業の競争力の低下など、養殖業全体に損害悪影響が生じることが懸念される³。また、社会全体におけるデジタル化及びデータ活用の進展に伴い、養殖業でも、AI やデータを活用したスマート水産業の推進により、これまで熟練生産者の「暗黙知」（言語やデータなどによって説明で

¹「ノウハウ」は実務上多く用いられる表現であるが、他方において、その意味内容は多義的である。例えば、ある文脈では不競法の「営業秘密」と同義に用いられることもあれば、「営業秘密」に該当するか否かを問わず、これにアクセス可能な者が主観的に重要と考える情報を意味することもある。本ガイドラインでは、ある情報が「営業秘密」に該当するための管理・取扱方法や留意点等を説明するものであるが、その前提として検討対象となる情報が何を指すのかは可能な限り明確にすることが望ましい。この観点から本ガイドラインでは、以下の説明で、あえて「ノウハウ」との用語は用いない。

²本ガイドラインでは、説明の便宜の観点から、技術情報を対象に検討する。但し、営業情報の管理等についても、本ガイドラインの内容は同様に当てはまる。

³●を意味する。優良系統ガイドライン●頁参照。

きる状態になっていない知識⁴」にとどまっていたノウハウ技術情報を「形式知」（言語やデータなど⁵）化したソフトウェア等の研究・開発が進められている。

そのため、養殖業でも、これらの技術情報の保護が重要によって説明できる状態になっているところ、わが国では、無体財産の保護は、各知的財産関連制度により図られている。もっとも、農業分野における種苗法等⁶のように、業界に特化した権利保護法が存在しない養殖業では、既存の知的財産法制を如何にして活用するかが、技術情報の適切な保護の出発点となる。しかし、技術情報を保護する仕組みについての知見がこれまで生産者に十分に行き渡っておらず、また、生産者において、技術情報を管理しようとする意識も弱いことから、その保護の仕組みがほぼ活用されておらず、喫緊の課題となっている知識。ただし、紙等の媒体に記録されている。

この点、農業分野では、技術情報の流出により生産者が損失を被ることまで要するものではない。）化していく必要もなく、安心してデータ提供を行える環境を整備するとともに、これによりデータの利活用推進が図られるよう、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」が策定され、さらには、農業分野における技術情報を営業秘密として管理し保護するための必要な措置のあり方を示すものとして「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（以下「**農業分野秘密保護ガイドライン**」という。）⁷が策定され、技術情報の利活用に関する各種の情報提供がなされており、その保護に資している状況がある。

そのようなことを背景として、近年、知的財産の保護の重要性に対する認識が高まっており、農業分野では、令和2年の種苗法の改正により登録品種の海外持出制限が可能となったほか、同年に和牛遺伝資源の知的財産としての価値を保護する仕組みが創設されるなど、知的財産を保護するための制度の整備が進んできている。また、農業分野においては、令和4年3月に「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（以下「**農業分野営業秘密ガイドライン**」という。）が策定されている。

同様に養殖業においても、知的財産の価値を保護することは重要であるが、技術やノウハウ等の中で「絶対に他者に共有しない情報」について、生産者において情報を保護する仕組みについての知見や、情報を管理しようとする意識も強くはないことから、情報を保護する仕組みが十分に活用されている状況にはない。

（2）同様に、養殖業においても、今般優良系統ガイドラインを策定し、養殖業一般における知的財産の取扱いに関する情報提供を行っている。

⁴ 言語やデータなどによって説明できる状態になっていない知識を指す。

⁵ 言語やデータなどによって説明できる状態になっている知識。ただし、紙等の媒体に記録されていることまで要するものではない。

⁶ 農業分野では、令和2年種苗法の改正により登録品種の海外持出制限が可能となったほか、●年には、和牛遺伝資源の知的財産としての価値を保護する仕組みが創設されるなど、知的財産を保護するための制度の整備が進んできた。

⁷ 農林水産庁ホームページ●

(2) 営業秘密としての保護

従来から、他工業分野等などにおいては、自社のノウハウ等技術情報を、特許権や意匠権などの権利化を図ることにより保護することと併せて、不正競争防止法（平成5年法律第47号。以下「不競法」という。）における「営業秘密」として管理・保護を図るということが行われてきた。例えば、ある製品について、それを製造するための技術（例えば、温度条件や製造工程等）についてなど）などが、営業秘密として保護を図るといった例が、その図られる典型と言える。

養殖業でも、飼育においても、際してどのような飼餌料飼料を、どのように配合し、どのタイミングで、どの程度の量与えるのか、投薬のタイミングはどうか、養殖施設飼育環境をどのように管理するのか、交配における親系統としてどのような系統が用いられているのかなど、他者に知られないよう知られることにより経営に大きな影響が生じるために秘匿している技術情報も多く存在する（その例は、2（1）を1・2・（2）→2→（2）に示す。）。それらの技術情報を整理し、必要に応じた適切な保護を図ることは、個々の生産者はもちろん、地域全体の生産力や競争力の強化に資するものを強化し、ひいては我が国の養殖業の発展のためにも必要かつ有益である。

しかしながら、養殖業においてはでは、不競法の営業秘密の保護の枠組みがほぼ活用されていない。これは、こなかった。養殖業では、水産動植物では、①特に海面養殖において、魚類等の飼育やその他のノウハウ技術情報の実践利用等が人目にさらされやすい屋外や海上で行われていること、②自然を相手にしていること、③我が国に存在する養殖経営体漁業事業体の大半が中小の経営体個人経営であること、漁業など小規模な生産者が多い一方で、地域ごとに漁業農業協同組合（以下「漁協」という。）の生産部会のような法人格を持たないグループが存在しているに属し、そのような部会を通じて、技術情報の開示が頻繁に行われ、情報は地域で相互に開示するものという意識が醸成されてきたことなど、他産業分野とは異なる特殊性を有していることも関係しているが一因と考えられる⁸。

他方養殖生産物の海外市場へ輸出拡大の取組み等が進む中で、養殖業においても、でも営業秘密の保護は重要な課題であり、不競法の保護の枠組みのその活用を進めていく必要がある。そこで、養殖業における交配・飼育技術や等の技術技術を営業秘密として保護するために必要な同情報の管理・取扱方法や留意点等その他のノウハウ等の知的財産を営業秘密として保護するに当たりを受けるための各要件を、養殖業の特殊性を踏まえた技術・ノウハウ等の管理・取扱方法や留意点等について、養殖業の現場で参照されやすいよう踏まえ、わかりやすく示すことを目的として、本ガイドラインを策定するものである。

なお、本ガイドラインは、不競法の営業秘密として保護されるためにどのような措置が必要か、すなわち、万が一漏えいしてしまった場合でも、不競法上の営業秘密として保護を受けられるようにするために、最低限どのような措置を講じるべきかという観点から整理を行ったものである。したがって、技術・ノウハウ等の重要性や、一度漏えいしてしまった場合の事後的な被害回復の

⁸ 「優良系統保護ガイドライン」22頁参照。

難易（ひとたび公知になれば営業秘密としての保護を受けられなくなることも含む。）等を勘案して、漏えいを防止するためにより高次の対策を講じるべきかどうかについては、それぞれの技術・ノウハウ等に応じ本ガイドラインとは別に検討いただく必要があることに留意していただきたい。

2

2 現状と課題

(1) ~~(1)~~ 営業秘密として保護され得る技術・ノウハウ等情報

養殖業におけるでは、様々な飼養工程（例えば水産動物で言えば、種苗生産、種苗の導入、飼料調製・給餌、衛生管理疾病対策等）が存在し、それぞれする。これらの工程に無形ので用いられる技術・ノウハウ等が存在する。

養殖業において情報のうち、営業秘密として保護され得る技術・ノウハウ等ものとして、例えば、以下のようなものが挙げられる。

【水産動物（貝類を含む）】

工程	保護され得る技術・ノウハウ等情報
種苗生産	・ 親魚養成（日長や水温コントロールを含む。） ・ 催熟ホルモン投与方法 ・ 採卵方法 ・ 孵化槽内の飼育水循環方法 ・ 育成槽内の飼育水循環方法 ・ 酸素ブローワー設置方法・強度 ・ 孵化仔魚の飼育密度 ・ 生物餌料の培養や栄養強化方法 ・ 在庫尾数の推定方法 ・ サイズの選別方法 ・ 沖出し方法
種苗の導入	・ 健苗性の推察方法 ・ 過去に蓄積した導入種苗の系統と飼育成績の相関データ
飼料調製・給餌	・ 餌飼料の調製技術 ・ 配合設計 ・ 給餌量と種類の切替え時期の判断要素 ・ 給餌方法

工程	保護され得る技術→ノウハウ等情報
	餌飼料の調達先
衛生管理・疾病対策	- 飼育網の掃除方法 - 斃死（へいし）魚の回収方法 - ワクチン・プログラム
赤潮発生時の対応	赤潮発生予測、餌止めのタイミング
在庫管理	- 尾数カウント方法 - 飼養密度 - 体重測定方法
その他飼育管理全般	- 養殖場の選定 - 作業員の配置計画 - 労務管理 - 人材育成 - 飼育魚等の見回り <u>過去に蓄積した飼育管理と飼育成績の相関データ</u> - 資機材の設計や活用方法 - 真珠の挿核技術
出荷	- 出荷時期の判断要素 - 出荷前の管理方法 - 活〆方法 - 抜血方法 - 水揚げ時の温度管理 - 氷の種類 - 冷却水中の塩分濃度 - 活魚輸送方法（密度、水温等）
選抜育種	- 交配の組み合わせ - 家系情報
経営管理	- 財務情報 - 顧客情報 - 販売実績 - 新商品情報 - 人的ネットワーク

【陸上養殖】

工程	保護され得る技術→ノウハウ等情報
飼育水の管理	ろ過方法

	・ 人工海水の組成 ・ 飼育水の組成 ・ 飼育水の調達方法
排水の管理	・ 排水方法（希釈等）

【藻類】

工程	保護され得る技術→ ノリハナシ 等情報
種苗の生産・増殖	・ フリー糸状体の培養方法 ・ 糸状体の貝殻への移植方法・株の組合せ ・ 貝殻糸状体の管理方法 ・ 採苗（殻胞子の種付け）の方法 ・ 網養生の方法 ・ 育苗（ノリ網の沖出し）のタイミングと方法冷凍網の加工方法 ・ 採苗（種苗糸への胞子の付着、仮植）の方法 ・ フリー配偶体の生産方法や株の組合せ、株の家系情報
施肥	・ 施肥の方法や組合せ
防除	・ 干出の方法 ・ 酸処理の方法
収穫	・ 収穫の方法 ・ タイミング ・ 回数 ・ 選別方法 ・ 異物除去の方法 ・ ノリの製造方法
その他栽培管理全般	・ 小間の張り方（養殖場の選定） ・ 干出の方法 ・ 漁具の撤収のタイミング ・ 冷凍網の海面導入のタイミング ・ 本養殖の方法（巻き込み法、挟み込み法） ・ 養殖場の選定 ・ 作業員の配置計画 ・ 労務管理 ・ 人材育成 ・ 漁具等の見回り ・ 過去に蓄積した栽培管理と栽培成績の相関データ ・ 資機材の設計や活用方法

工程	保護され得る技術・ ノウハウ等 情報
経営管理	・ 財務情報 ・ 顧客情報 ・ 販売実績、 ・ 新商品情報 ・ 人的ネットワーク

~~上記の技術・ノウハウ等については、これを用いて作られた養殖施設、管理方法等を見ることが、その内容や重要性がわかってしまう場合がある。例えば、~~

~~① 生簀外観を観察することで、生産者の有する工夫・技術が読み取れる~~

~~② 給餌のタイミングや、生簀等の資材の管理方法に関する工夫がわかってしまう~~

~~等である。その際、見られ得る相手が専門的知識を有する同業者か、通行者等一般の消費者なのかなどによっても、見てわかるかどうかが変わり得る。~~

~~また、暗黙知であっても不競法上の営業秘密として保護の対象とはなり得るが、技術・ノウハウ等を適切に管理・伝承していくためには、その内容を整理して形式知にしておくことが重要である。特に、経験による暗黙知の場合には、内容が具体的かつ客観的に特定できないこともあるので、客観的に再現性がある形の内容とするよう留意することが求められる。~~

(2) ~~(2)~~ 管理の実態

技術・ノウハウ等農業分野営業秘密ガイドラインでは、農林水産省が過去に実施した農業分野におけるアンケート調査として、生産者等が「第三者の目に触れさせない」や「マニュアル化して保管」といった方法により技術情報を適切に管理しているケースもあるものの、全体の1割にも満たないことが示されている⁹。

養殖業の現場でも、一部の研究機関を除き、状況は同様であり、必ずしも適切な管理ができているとは言えない。例えば、保護すべき技術情報を地域内外の関係者間で開示する場合であっても秘密保持契約を締結しているケースは稀であり、また、技術情報がマニュアル化されていないことも多く、さらに仮にマニュアル化されている場合であっても、それが厳格に管理されているとは限らないのが実態である。その理由としては、技術情報を取り扱う者の間で、そもそも何が秘密である

⁹ 農業分野の営業秘密保護ガイドライン9頁参照。

か、また、それをどのように管理すべきかが必ずしも明確ではないために、技術・ノウハウ等情報を守るとの意識が醸成されていない場合も多いとことが考えられる。

現状では、保護すべき技術・ノウハウ等を地域内外の関係者間で共有する場合であっても秘密保持契約を締結しているケースは稀である。また、技術・ノウハウ等がマニュアル化されていないことも多く、仮にマニュアル化されている場合であっても、それが厳格に管理されてい
るとは限らないのが実態である。

【コラム 養殖業における知的財産保護上の課題】

養殖現場におけるノウハウ等技術情報は、本来、我が国の養殖業における強みになりうるものであり、我が国の養殖水産物に国際的な優位性をもたらす可能性がある重要なものである。

○ 水産分野では、知的財産に対する関心が必ずしも高い状況になかったことなどから、ノウハウ等技術情報の管理・流出防止策についての情報共有開示や検討は十分に行われてこなかった。

知的財産に関する関心が低い

- ・ 技術やノウハウは特段の制限なく教える場合がある
- ・ 国内外を問わず無償で伝えることも
- ・ 共同研究も盛ん



知的財産として保護する方法が不明

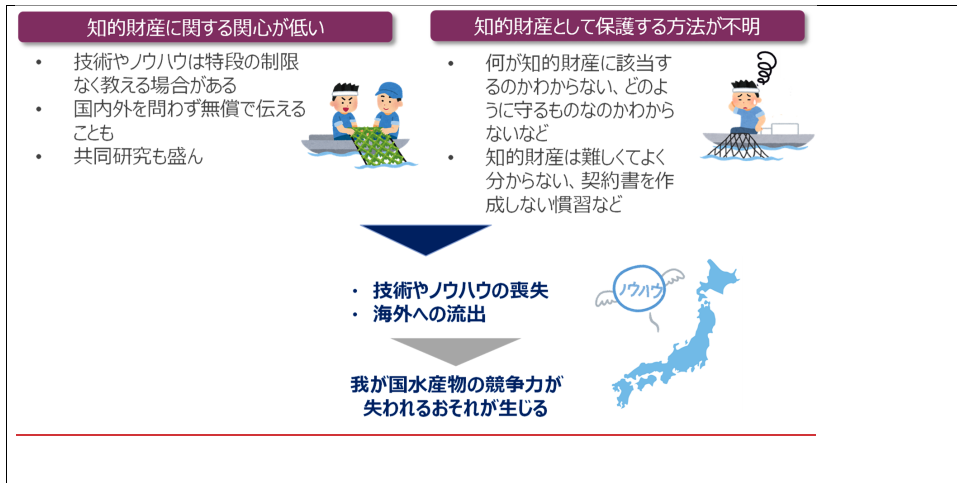
- ・ 何が知的財産に該当するのかわからない、どのように守るものなのかわからないなど
- ・ 知的財産は難しくよく分からない、契約書を作成しない慣習など



- ・ 技術やノウハウの喪失
- ・ 海外への流出



我が国水産物の競争力が失われるおそれが生じる



3-3 営業秘密の法的な保護について

(1) (1) 不正競争防止法不競法の「営業秘密」に関する制度の概要

知的財産法のなかでも、特許法や著作権法、種苗法などは、特許権や著作権、育成者権といった権利を付与するものであって、「権利付与法」とと呼ばれているのに対し、不競法は一定の行為類型を不正競争として禁止することから「行為規制法」とと呼ばれている。

不競法2条6項は、「営業秘密」を「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。」と定義し、このような営業秘密を、窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により取得する行為や、不正取得された営業秘密を使用、開示する行為など、一定の類型の行為を不正競争行為と定めている（不競法2条1項4号から10号まで4～10号）。こうした不正競争行為を行った場合、民事上の責任として、不正競争行為の差止めや不正競争によって営業秘密の保有者が被った損害の賠償を請求される可能性がある（不競法3条、4条）。また、刑事上の責任として、10年以下の懲役や2,000万円以下の罰金などの刑事罰も規定されている（不競法21条。なお、国外への情報の開示等の一部の行為については、3,000万円以下の罰金に重罰化されている。）

(2) 管理指針どのような情報であれば

経済産業省は、営業秘密として保護されるのかために、必要な最低限の管理水準の対策を示すものとして、経済産業省が「営業秘密管理指針」（以下「管理指針」という。）を定め、公開している。管理指針が述べるところの内容は、一般論としては養殖業にも当てはまるものである

が、一方で、養殖業特有の事情や慣行も存在する。ため、これをそのまま適用できない場合もある。そこで本ガイドラインは、養殖業において営業秘密の実効的な保護を図るため、管理指針において営業秘密の保有者が講じるべきとされている措置を念頭に置きつつ、養殖業に特有の事情や慣行を踏まえた不競法による営業秘密としての保護を受けるために必要な措置のあり方について記載する。

4 -(2) 情報の取扱いに関する留意事項

(2)(1) 技術・ノウハウ等情報の整理（暗黙知からの脱却）

有用な技術・ノウハウ等情報は、その内容が整然と整理された状態で存在しているとは限らず、暗黙知として存在していることも多い。

このことは養殖業に限られるわけではないが、特に、養殖業におけるでは、①工業製品とは異なり個体間の変異が大きい魚類等を取り扱い、技術・ノウハウ等情報の投入から得られる結果が天候等の環境要因にも左右されるため、技術・ノウハウ等情報を言語やデータで表すことが困難な場合も多い。また、②小規模な生産者が、それぞれ独自の工夫を凝らしており、これをその技術・ノウハウ等を情報を内部で用いることはあっても、整理・言語化して外部の人に伝える機会必要性がないため少ない、等の理由により、あえて形式知化するインセンティブがない場合もある。これらの理由からそのため、養殖業においてでは、特に技術・ノウハウ等情報が暗黙知として未整理な状態で存在しやすいといえる。

前述のとおり、暗黙知であるからといって営業秘密としての保護が受けられないわけではないが。しかし、暗黙知のままでは、その技術・ノウハウ等情報を第三者に盗用されて紛争になったとしても、営業秘密の内容や盗用がされたことを立証することも困難となる¹⁰。また、有用な技術・ノウハウ等暗黙知を適切に管理し、正しく伝承していくためにも、その内容を整理して形式知にすることが重要である。

技術・ノウハウ等をとして整理することにより、自身の技術と他大の技術とを比較して、どこに特徴があるのか、どういった有用性があるのかといった点を、改めて見直すことになり、その過程で、保有者本人も自覚していなかった特徴が判明したり、データ化によって技術・ノウハウ等がより精緻に特定されたり、そのプラットフォームが期待管理されるとともに、整理した価値ある技術・ノウハウ等について本ガイドラインに基づきべき情報の対象が明確になることから、適切な管理を行うことにがより容易になり、ひいては、第三者による営業秘密の盗用に備えることが可能となる。

¹⁰ 技術情報を適切に管理し、正しく伝承していくためにも、その内容を整理して形式知にすることは重要である。技術情報を整理することにより、自身の技術と他人の技術とを比較して、どこに特徴があるのか、どういった有用性があるのかといった点を、改めて見直すことになり、その過程で、保有者本人も自覚していなかった特徴が判明したり、データ化によって技術情報がより精緻に特定される等、秘密管理の観点を越えた利点も想定される。

(3)(2) ~~-(3) 情報の帰属等利用可能・禁止範囲の確認~~

技術~~→ノウハウ等情報~~の創出の過程で、複数の者が関与する場合~~等~~などには、創出された技術~~→ノウハウ等情報~~が関与した者のうちの誰のものとされるのか、言い換えれば誰に「帰属」するのか、あるいは、誰と「共有¹¹」するのかが不明確になってしまうケース議論されることがある。

そのような例として例えば、生産者がメーカーから依頼されてサンプルの飼料や薬品等を使用した際の魚の生育状況に関するデータは、生産者がメーカーからロボットやセンサー、~~ドローン~~等~~など~~の機器を提供され、その設置・使用によってデータが取得される~~ことが想定される。~~

現状では、これらのデータを利用する権限の帰属等（取得するデータ範囲や利用目的、第三者への提供の可否を含む）について、事前に契約等で明確に取り決めておらず不明確なケースも多く、将来紛争になってしまうおそれもある。

例えば、上記飼料・薬品等のサンプル提供の例で言えば、生産者から、このような場合に、生産者及びメーカーとの間で、これらデータがいずれの当事者に対して、サンプルの使用感等をフィードバック「帰属」する~~こと~~のかが問題になる場合がありうる。

もっとも、情報~~は~~は、両者の間で合意有体物ではないため、知的財産法制（権利付与法）等の法律上権利が創設されていると言えるであろうが場合を除いて「帰属」や「共有」を観念できない。個別法に特段の定めがある場合を除いて、データを含む情報はパブリックドメインに属し、これにアクセス可能なものが自由に利用可能であるのが原則である。そのため、上記の例では、生産者・メーカーがアクセス可能な限りにおいて、上記データを各々自由に利用可能であるのが原則である。

しかし、例えば、サンプルを使用するに当たって生産者側で工夫した使用方法といった技術~~→ノウハウ等情報~~や、生育データ（収量データや他の飼料・薬品と比較したデータ等）を利用する権限の帰属等については、必ずしも明確ではない。その結果、メーカー側としては、自分で飼餌料と比較したデータなどに生産者の経験に基づく創意工夫が反映されているような場合、生産者としては、これをメーカーが何らの対価の支払いもなく利用すること（あるいは対価の有無にかかわらず利用すること）が看過しがたい場合も想定される。このような場合、仮に、メーカーが、自由にデータを利用しても良いと考えて、生産者に同意を得ることなく営業資料等~~など~~に掲載してトラブルになる~~する~~といったこと~~なれば~~、紛争が発生するおそれ~~も~~も想定される~~ある~~。

¹¹ 本文で説明する「帰属」と同様に、権利性がある情報（より具体的には権利付与法である特許法、著作権法等による保護を受ける知的財産）に関しては、その対象となる権利の共有を観念する余地がある一方、それ以外の情報については、情報の開示の有無が問題になる（ある当事者が複数の者に対して「共有」するという場合、法的には、複数の者に対して、同一の情報が開示されている以上の意味を有さない）。特に、営業秘密の対象となる各種情報の中には、知的財産権による保護の対象にならないものも含まれる。そのため、本ガイドラインでは、情報の「共有」との表現をあえて用いない。

そこで、データの~~やりとり~~利活用に当たって際しては、提供する又は創出される情報やデータの範囲、その利用権限の帰属や可能及び禁止範囲（利用目的、第三者への提供の可否等など）を、生産者とメーカーとの間で契約等により明確にしておくことが望ましい。生産者が農業データをメーカーに提供する際に締結する契約に関しては、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」においてモデル契約書も用意されているので、参考にすると良い。

II ~~Ⅱ~~ 営業秘密管理指針の養殖業への当てはめ <理論編>

1 ~~Ⅰ~~ 総説

○ (不正競争防止法の位置付け)

不正競争防止法は、他人の技術開発、商品開発等の成果を冒用する行為等を不正競争として禁止している。具体的には、ブランド表示の盗用、形態模倣等とともに、営業秘密の不正取得・使用・開示行為等を差止め等の対象としており、不法行為法の特則として位置づけられるものである。

○ (不正競争防止法における営業秘密の定義)

・ 不正競争防止法第2条第6項は、営業秘密を

① 秘密として管理されている[秘密管理性]

② 生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報[有用性]であって、

③ 公然と知られていないもの[非公知性]

と定義しており、この三要件全てを満たすことが法に基づく保護を受けるために必要となる。

(管理指針3ページ)

農業分野営業秘密ガイドラインでは、「Ⅱ 営業秘密管理指針の農業分野への当てはめ<理論編>」を整理している。ここで示される内容は、基本的には養殖業においても該当する内容であると考える。これは、養殖業に関する秘密管理の状況が、基本的には農業分野におけると類似する状況にあることに由来する。

そこで、~~本ガイドラインの~~本章では、基本的には農業分野営業秘密ガイドラインを参照する形とし、農業分野と養殖業における相違点などがある部分について、特にコメントする形で、養殖業における営業秘密管理指針の当てはめについて、整理する。

~~知的財産法のなかでも、特許法や著作権法、種苗法等は、特許権や著作権、育成者権といった権利を付与するものであって、権利付与法などと呼ばれているのに対し、不競法は一定の行為類型を不正競争として禁止することから、行為規制法などと呼ばれている。~~

不競法上の営業秘密として保護を受けるためには、一般に、

① ~~①~~秘密として管理されていること（秘密管理性）

②一、②事業活動に有用な情報であること（有用性）

②一及び③公然と知られていないこと（非公知性）

の3つの要件を満たしていることが必要と解されている。

その3要件についてこの3要件について、1・3・(1)→3→(4)「不競法の「営業秘密」に関する制度の概要」の箇所で前述したとおり、経産省は、不競法上の営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとして、経済産業省が管理指針を定め、公開している。それまで、管理指針の内容は、一般論としては養殖業においても、特許権、商標権、意匠権、育成者権等の権利取得は行われてきたところ当てはまるものであるが、それらに加えて、不競法一方で、養殖業特有の営業秘密の枠組み事情や慣行も存在する。そこで以下では、管理指針を利用して基本としつつ、養殖業特有の事情や慣行を踏まえた、技術・ノウハウ等を情報の保護のあり方について、検討することも重要である。

2 ~~2~~——秘密管理性について

(1) ~~(1)~~ 秘密管理要件の趣旨

秘密管理性要件の趣旨は、企業が秘密として管理しようとする対象（情報の範囲）が従業員等に対して明確化されることによって、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保することにある。

○（営業秘密の情報としての特性）

営業秘密は、そもそも情報自体が無形で、その保有・管理形態も様々であること、また、特許権等のように公示を前提とできないことから、営業秘密たる情報の取得、使用又は開示を行おうとする従業員や取引相手先（以下、「従業員等」という。）にとって、当該情報が法により保護される営業秘密であることを容易に知り得ない状況が想定される。

○（秘密管理性要件の趣旨）

秘密管理性要件の趣旨は、このような営業秘密の性質を踏まえ、企業が秘密として管理しようとする対象が明確化されることによって、当該営業秘密に接した者が事後に不測の嫌疑を受けることを防止し、従業員等の予見可能性、ひいては経済活動の安定性を確保することにある。

○（留意事項）

秘密管理性要件については、企業が、ある情報について、相当高度な秘密管理を網羅的に行った場合にはじめて法的保護が与えられるべきものであると考えることは、次の理由により、適切ではない。

- 現実の経済活動において、営業秘密は、多くの場合、それを保有する企業の内外で組織的に共有され活用されることによってその効用を発揮する。企業によっては国内外の各地で子会社、関連会社、委託先、又は、産学連携によって大学などの研究機関等と営業秘密を共有する必要があるため、リスクの高低、対策費用の大小も踏まえた効果的かつ効率的な秘密管理の必要があること。
- ~~営業秘密が競争力の源泉となる企業、特に中小企業が増加しているが、これらの企業に~~
- 対して、「鉄壁の」秘密管理を求めることは現実的ではない。仮にそれを求めることになれば、結局のところ、法による保護対象から外れてしまうことが想定され、イノベーションを阻害しかねないこと。
- 下請企業についての情報や個人情報などの営業秘密が漏えいした場合、その被害者は営業秘密保有企業だけであるとは限らないこと。

(管理指針4～5ページ)

不競法2条6項が、営業秘密として保護を受けるための要件として、単に当該有用な対象情報が公然と知られていないこと（非公知であること）のみならず、当該情報が秘密として管理されていること（秘密管理性）を要求している趣旨は、~~上記引用した管理指針で説明されているとおり、~~「秘密として管理しようとする対象（情報の範囲）が従業員等に対して明確化されることによって、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保すること」にある。

~~管理指針も指摘するとおり、秘密管理性の程度として鉄壁の秘密は、厳格な管理が常に求められるものではない。特に養殖業においては、小規模な生産者が、各自様々な工夫をして技術ノウハウ等情報を保有していることや、技術ノウハウ等情報やこれが化体した物件が屋外や海上に存在せざるを得ないことも想定される。もっとも、上記のように、秘密管理性の趣旨が、直接的には、従業員等の予見可能性にあるとすれば、屋外や海上において、常時監視できるように監視カメラを設置するといったことは、多大な労力と費用を要するのであって、営業秘密として保護されるために、秘密管理措置として、個別具体的な状況・事情を考慮せず、これらの措置を例外なく必須のものとして要求することは現実的ではない。~~

したり、広い範囲を施錠管理しなければ、秘密管理性が認められないわけではない。これらの措置には相応の費用が必要となるため、秘密管理性の趣旨に立ち返り、個別具体的な状況において、従業員等の認識可能性を確保するために、養殖業の特殊性を踏まえてどのような措置が有効であるかを検討すべきである。

(2) ~~(2)~~ 必要な秘密管理措置の内容・程度

ア ~~ア~~ 養殖業における特殊性

~~秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある。~~

~~具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるものであり、企業における営業秘密の管理単位における従業員がそれを一般的に、かつ容易に認識できる程度のものである必要がある。~~

○（総説）

~~秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業が当該情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分である。~~

~~すなわち、営業秘密保有企業の秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員に明確に示され、結果として、従業員が当該秘密管理意思を容易に認識できる（換言すれば、認識可能性が確保される）必要がある。~~

~~取引相手先に対する秘密管理意思の明示についても、基本的には、対従業員と同様に考えることができる。~~

~~（管理指針６ページ）~~

○（その他の秘密管理措置）

~~・秘密管理措置の具体的な内容・程度は、当該営業秘密に接する従業員の多寡、業態、従業員の職務、情報の性質、執務室の状況その他の事情によって当然に異なるものであり、例えば、営業秘密に合法的かつ現実的に接しうる従業員が少数である場合において、状況によっては当該従業員間で口頭により「秘密情報であること」の確認をしている等の措置で足りる場合もあり得る。~~

~~（管理指針８ページ）~~

秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある。

具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるものであり、企業における営業秘密の管理単位における従業員がそれを一般的に、かつ容易に認識できる程度のものである必要がある。

(総説)

秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業が当該情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分である。

すなわち、営業秘密保有企業の秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員に明確に示され、結果として、従業員が当該秘密管理意思を容易に認識できる（換言すれば、認識可能性が確保される）必要がある。

取引相手先に対する秘密管理意思の明示についても、基本的には、対従業員と同様に考えることができる。

(管理指針 6 ページ)

○（その他の秘密管理措置）

・秘密管理措置の具体的な内容・程度は、当該営業秘密に接する従業員の多寡、業態、従業員の職務、情報の性質、執務室の状況その他の事情によって当然に異なるものであり、例えば、営業秘密に合法的かつ現実的に接しうる従業員が少数である場合において、状況によっては当該従業員間で口頭により「秘密情報であること」の確認をしている等の措置で足りる場合もあり得る。

(管理指針 8 ページ)

上述 ~~(1)~~ II・2・(1)H・2・(4) のとおり、秘密管理性要件の趣旨は、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保することにある ~~が、~~。具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度が、企業は、事業者の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるというのは、管理指針も指摘するとおりである。農業分野営業秘密ガイドラインでは、農業分野においては、個人経営が 95% 超を占め、法人化されている場合でも従業員は数人程度と少ないことを踏まえて、秘密管理性を考慮する際に、実態に照らし過度な負担を強いるものである必要はないと ~~しており、する~~。このことは、養殖業でも基本的には ~~同様である~~。 該当する。

生産者の多くを占める従業員が数人以下の場合（家族のみの場合を含む）には、従業員間の意思疎通が図りやすい一方、技術 ~~ノウハウ等情報~~ に触れることができる者を限定してしまうと、ただでさえ少ない人数をやりくりしながら日々作業を行っている現場において、業務の効率を著しく害

してしまうおそれがある。そこで、こういった小規模の生産者においては、技術~~→ノウハウ等を従業員・家族間で共有することを前提として、その内容情報~~を従業員・家族以外には秘密にすべきという認識を、しっかりと従業員・家族間で共有することこそが、秘密管理措置として重要である。

これに対し、一定数（例えば、数十人規模）の従業員を雇用する生産者になると、全ての従業員の間で綿密な意思疎通を図ることが困難な場合も生じてくる。このような場合には、技術~~→ノウハウ等情報~~に触れることができる従業員を制限し、その限られた従業員の間で当該技術~~→ノウハウ等情報~~が秘密であるという認識を高めたり、書面で秘密にしたい技術情報の管理のルールを定め、従業員間の秘密にしたい技術情報の管理意識を醸成するなど、情報の重要度・漏えいリスクの高低、対策費用の大小も踏まえて、経営の規模に応じた合理的な秘密管理措置を施すべきである。ことが望ましい。

また、養殖業農業分野営業秘密ガイドラインでは、農業分野のもう1つの特殊性として、農業分野における技術指導の特殊性（漁協農協における養殖生産部会、各生産者による生産技術の持ち寄り、道府県都道府県の水産業普及指導員（以下「普及指導員」という。）や漁協農協の養殖営農指導員による巡回等）における留意点が示されている。この点も養殖業にも該当する内容である。このような場面では、一定の人的範囲で生産技術を共有開示することを目的としているため、共有開示する技術~~→ノウハウ等情報~~と、各生産者自身に留める技術~~→ノウハウ等情報~~とをしっかりと区別しておく必要がある。また、技術~~→ノウハウ等情報~~を共有開示する場合であっても、共有開示する人的範囲を定め、その範囲に応じた適切な管理措置をとることが重要となる。

イ 4 秘密管理措置の対象者

~~○（秘密管理措置の対象者）~~

- ~~→ 秘密管理措置の対象者は、当該情報に合法的に、かつ、現実接することができる従業員等である。~~
- ~~→ 従業員に対する秘密管理措置があれば、侵入者等（住居侵入罪にあたる行為により情報に接触する者など法第2条第1項第4号及び第21条第1項第4号にいう詐欺等行為又は管理侵害行為等によって営業秘密を取得しようとする者）に対しても秘密管理性は確保されるのであって、営業秘密保有企業の秘密管理意思が従業員に対するものとは別に侵入者等に示される（別の秘密管理措置が行われる）必要はない。~~

~~（管理指針6～7ページ）~~

~~（ア）侵入者等との関係~~

上述の管理指針が述べるとおり、認識可能性を確保すべき○（秘密管理措置の対象者）

・秘密管理措置の対象者は、当該情報に合法的に、かつ、現実接することができる従業員等である。

・従業員に対する秘密管理措置があれば、侵入者等（住居侵入罪にあたる行為により情報に接触する者など法第2条第1項第4号及び第21条第1項第1号にいう詐欺等行為又は管理侵害行為等によって営業秘密を取得しようとする者）に対しても秘密管理性は確保されるのであって、営業秘密保有企業の秘密管理意思が従業員に対するものとは別に侵入者等に示される（別の秘密管理措置が行われる）必要はない。

（管理指針6～7ページ）

管理指針上、秘密管理措置の対象者は「従業員等」とは、すなわち「営業秘密たる情報の取得、使用又は開示を行おうとする従業員や取引相手先」と定義されている。秘密管理措置は、このような従業員等との関係で要求されているのであって、秘密情報を窃取しようとするような侵入者等との関係で、特段の秘密管理措置がとられていることまでの必要はないのうち、「当該情報に合法的に、かつ、現実接することができる」者であって、家族を含む。

(7) 侵入者等との関係

秘密管理措置の対象者は「従業員等」であるから、秘密にしたい技術情報を窃取しようとするような侵入者等との関係で、秘密管理措置がとられていないことをもって、直ちに、秘密管理性が認められないことにはならない。

この点は、養殖業、特に屋外や海上に存在する技術・ノウハウ等情報との関係において、非常に重要である。屋内と異なり、屋外では外部からの侵入者等を物理的に排除することは困難である。施設生簀などの導線に施錠することは通常には行われておらずないし、特に海面公有水面においては、「立入禁止」とすること自体が困難なこともある。そのためまた、例えば独自の交配などを行っている区画に、外部からの侵入を防ぐ目的で「立入禁止」などと記載した立看板を設置してしまうと、却って当該区画で重要な種交配を行っている親魚や子魚等が生育されていることが侵入者等に察知され、侵入を招く結果となるおそれがある。

（イ）そのため、「立入禁止」などに表示したり、生簀を囲いなどで隔離したり、あるいは、屋外や海上に監視カメラを設置するといった措置を取らないことにも実務上の要請があるといえるが、この場合でも、秘密管理性が認められる可能性がある。

(7)(i) 従業員等との関係

~~管理指針も指摘するとおり、~~秘密管理措置は従業員等との関係において、秘密である旨の認識可能性を確保すること（ある技術→ノウハウ等情報に接した者が、それが会社雇用主にとって秘密にしたいものであると認識できるようにされていること）が重要である。

~~そこでいう従業員等とは、「当該情報に合法的に、かつ、現実には接することができる」者である（家族を含む）。~~雇用している従業員が少数の場合等には、技術→ノウハウ等情報に触れることができる者を限定してしまうことは、現実的ではない。そこで、~~普段から、~~部外者に知られては困る重要な情報については、その旨、平時から注意を促しておくことが重要であり、それこれにより従業員間等で、従業員の認識可能性が確保できる可能性がみ止められる場合がある。

一方で、雇用している従業員の数に関わらず、場所生簀や飼育などの区画を限定して実践することが難しい技術→ノウハウ等情報については、実践現場への立入を特定の従業員に限定することは現実には難しく、不可避免的に多くの従業員の目に触れてしまう触れることが想定される。このような性質の技術→ノウハウ等情報について従業員等の認識可能性を確保するという観点では、経営規模の大小に関わらず、平素から従業員等への注意喚起、教育により、安易に外部に伝達してはいけない情報であることを伝えておくことが重要となるである。

また、経営の規模によって、一定数以上の従業員を雇用している場合には、秘密情報、認識可能性の取扱いに関する意識を社内で醸成するために観点から、社内の規則や誓約書などの書面によって、秘密にしたい技術情報の取扱いのルールを定めることも考えられる。ただし、上述した秘密管理性要件の趣旨に照らせば、従業員等にある技術→ノウハウ等情報がその会社にとって秘密として管理したいものであるという認識を持ってもらえるように措置を講じていることが重要であって、必ずしも契約（合意）という形式による必要はない。

さらに、一定数以上の従業員を雇用する場合には、技術→ノウハウ等情報に接する従業員等を限定し、これらの情報に接する必要のない他の従業員等が不必要に技術→ノウハウ等情報に接することがないように管理機会を制限することも重要である。

例えば、秘密とすべき交配や飼育を行っている場所に立ち入ることができる従業員を制限したりする、立ち入る従業員に対してもそこで養殖されている魚種名を開示しないといった対応も考えられる。また、交配の親系統のように、重要な秘密にしたい技術情報ではあっても、一見しただけではそこに秘密にしたい技術情報が化体していることや、その内容が把握できないような場合は、特別な取扱いをしてしまうと、却ってそこに何か秘密にしたい技術情報があることに気付かれやすくなり、情報流出のリスクを高めることにもなりかねない。このため、そういったこのような情報については、むしろ従業員等の注意が向かないような取扱いをするというに取扱う工夫が重要であろう。

~~(4)(ウ)~~ (ウ) 技能実習生との関係

日常的に業務に携わる者として、海外から技能実習生を招いているケースも想定される。技能実習生との関係においてもでも、一般の従業員に関して上記~~(4)~~(ウ)で述べたところが当てはまるが、

技能実習生は元々もととも養殖技術を習得し、習得した養殖技術を自国に持ち帰り、自国の養殖営農技術の発展に貢献することを目的としている点において、特殊性を持つ。

営業秘密が海外で流布取得・使用・開示された場合には、国際裁判管轄（どこの国で裁判を行うことができるのか）や準拠法（どこの国の法律を適用して判断が行われるのか）等などの問題もあり、法的手続をとることに困難を伴うケースも多いと想定される。

したがって、一般的な養殖技術を伝達することは構わないとしても、生産者独自の技術→ノウハウ等情報については、技能実習生がこれに接する機会をできるだけ制限するなど、不用意に開示をしないことが推奨される。特に養殖業では、漁場公有水面や水槽等における環境の再現性を支援する情報等などと併せて、適切に管理することが求められる。

(分)(エ) ~~(エ)~~ 臨時に立ち入る者（見学者等）との関係

養殖業では、恒常的な従業員以外の者もが生簀等などが見える場所に入出入りすることが想定される。例として、水揚げ時収穫などの繁忙期に合わせて臨時で雇用する作業員や、見学の参加者等などが挙げられる（以下、これらを総称して「見学者等」という。）。

これらの見学者等との関係における秘密管理措置としては、見学者等が立ち入る場所区画を限定することが可能であれば、秘密として保持すべき場所区画への立入りを防止することが最も確実かつ簡便な方法であるあろう。特に、外観から外観上飼育状況の判別が可能な場合にされやすい時期などは、安易に見学者等を立ち入らせないなどの対策が重要である。

一方、事情により見学者等が立ち入らざるを得ない場合には、見学者等に秘密にしたい技術情報に着目させないような工夫が重要である。立看板などを安易に設置してしまうと、却って注目を集める結果となってしまうことは、侵入者や従業員の場合と同様である。

~~(オ)~~ 普及また養殖業において留意する点として、公有水面においても、立入制限を講じることができるよう、陸上施設等により対応することなどが想定される。

(注)(オ) 指導員等

飼育区画等に臨時に立ち入ることが想定される者に関連して、養殖業に特有の事情として、道府県都道府県の普及指導員等その他の指導員が、管轄内の生産者を巡回し、個々の生産者に対して技術や経営等の指導を行うということが、広く行われている。

普及指導員等は、指導に当たって実際に施設や漁場飼育区画などに立ち入ることになるが、様々な生産者の技術→ノウハウ等情報に接する機会があり、普及ある。また、指導員等は、管轄内の生産者の技術力や経営力の向上を目的としているため、自らが記憶している技術→ノウハウ等情報を、分け隔てすることなく、管轄内の生産者に広く伝達するということが行われている。七か七、個々の生産者に帰属する技術→ノウハウ等について、これをオープンにするのか、クローズにする

のかは、本来その保有者である個々の生産者が選択すべきものであって、生産者としてはクロージにしたかった情報が、その意思に反して他の生産者に伝達されてしまうのは望ましくないそのため、適切な情報管理が行われない場合には、生産者の意に反して、当該生産者に由来する技術情報が他の生産者に対して開示されるおそれがある。

普及指導員等については、地方公務員法 34 条に基づいて守秘義務を負っているところではあるが、どの技術・ノウハウ等が守秘すべき対象であるのかを認識できなければ、秘密だと思わずに開示されてしまうおそれがある。

そこで、普及指導員等が立ち入ることになる生産者の側では、普及指導員等が見聞する可能性がある技術・ノウハウ等情報の中に、他の生産者に対して伝達して欲しくない情報が含まれる場合には、そのことを普及指導員等が認識できるように、適切な秘密管理措置をとる必要がある¹²。

例えば、見学者等との関係と同様、Ⅱ・2・(2)・イ・(イ)Ⅱ→2→(2)→イ→(イ)（「臨時に立ち入る者（見学者等）との関係」）で上述したような措置をとることが考えられる。ただし、普及指導員等は、元々もともと技術・ノウハウ等情報を管轄内の生産者に伝達する役割を有していることから、見聞した技術・ノウハウ等情報が秘密として保持すべきものであるにも関わらず、そのように認識されずに開示されてしまうような場合に問題となり得る。このため、特に普及指導員等との関係においては、「他の生産者に伝達してよい情報」と「伝達してはならない情報」とを明確に区別できるよう、文書等などで特定しておくことも有益である（なお、技術・ノウハウ等情報の特定は、必ずしも内容まで詳細に記載する必要はなく、「飼料の配合割合」等といったなど技術・ノウハウ等情報が特定できれば足りる。）。

加えて、指導員が所属する組織・団体（都道府県を含む）でも、次の各事項を、日頃から指導員においては、普及対して指導しておくことが、生産者との信頼構築のためにも有益であろう。

- ①指導員等が見聞する技術・ノウハウ等情報の中には、生産者においてが秘密としたいものも含まれることや、
- ②他の生産者に伝達して良い情報と伝達してはいけない情報の区別を意識すること、
- ③③他の生産者に伝達して良い情報かどうかを生産者に確認するよう心がけること、その際に秘密としたい旨の申し出があった技術・ノウハウ等情報については他の生産者に伝達してはならないことなどを、日頃から普及指導員等に対して指導しておくことが、生産者との信頼構築のためにも有益であろう。
- ④④また、万が一、普及指導員等において生産者の営業秘密を漏えいするなどの事態が生じてしまえば、普及指導員等がやその所属する都道府県等においても、組織・団体が法的責任を負うことがあり得るという認識を持つ必要がある。こと

【コラム 屋外にある親系統の保護】

¹² 指導員のうち都道府県の普及指導員は、地方公務員法 34 条に基づいて守秘義務を負っているものの、技術情報が守秘すべき対象であるのかを認識できなければ、生産者の意に反して開示されるおそれは否定できない。

農業分野営業秘密ガイドラインの事例解説3では、農業分野で F1 品種が屋外に存在する場合の親系統を保護する際、その管理方法として具体的な品種名の表示を避け、区画名（例：区画 A など）で管理して特定する方法が有効であることを示す。

養殖業の場合でも、特定の系統での交配を行い、屋外で飼育するなどの場合が想定される。このような場合には、生簀などの位置について、内部で区分けした内容で識別できるよう管理したり、F 1 品種と同様、区画名のみを表示するなどして、秘密にしたい対象を特定して管理できるようにすることが有用である。

ウ ~~ウ~~ 合理的区分

○（合理的区分）

- ・ 秘密管理措置は、対象情報（営業秘密）の一般情報（営業秘密ではない情報）からの合理的区分と当該対象情報について営業秘密であることを明らかにする措置とで構成される。
- ・ 合理的区分とは、企業の秘密管理意思の対象（従業員にとっての認識の対象）を従業員に対して相当程度明確にする観点から、営業秘密が、情報の性質、選択された媒体、機密性の高低、情報量等に応じて、一般情報と合理的に区分されることをいう。

~~→~~この合理的区分とは、情報が化体した媒体について、例えば、紙の1枚1枚、電子~~ファイ~~

- ・ ~~ル~~ファイルの1ファイル毎に営業秘密であるか一般情報であるかの表示等を求めるものではなく、企業における、その規模、業態等に即した媒体の通常の方法に即して、営業秘密である情報を含む（一般情報と混在することもありうる。）のか、一般情報のみで構成されるものであるか否かを従業員が判別できればよい。

（管理指針 7 ページ）

(ア) ~~(ア)~~ 媒体の要否

秘密にしたい技術（対象情報）と一般情報とを合理的に区分する上で、必ずしも情報が媒体に記録されていることが必要なのではない（管理指針 12 ページも参照。）。特に、~~養殖業~~では、媒体に記録されていない技術~~→~~ノウハウ等情報も多く存在しており、媒体に記録されていない技術~~→~~ノウハウ等情報であっても、その内容が形式知化（言語化、データ化等）されていれば、口頭で管理、伝達は可能であり、秘密として管理できる。

ただし、秘密にしたい技術情報の範囲を明確にするため、伝達、~~・~~承継をより正確かつ容易にするため、あるいは、紛争となった場合の立証のため、といった様々な目的から、形式知化した技術~~→~~ノウハウ等情報を媒体に記録しておくことは有益である。~~なお、記録する~~媒体は紙に限らず、~~PDF~~PDF や音声ファイル、動画ファイルなど、技術~~→~~ノウハウ等情報の内容、性質に応じた形式の電磁的媒体に記録することも可能である。

なお、媒体に記録せずに管理する~~ことを選択する~~場合には、技術~~→~~ノウハウ等情報の内容や外縁が不明確となって、一般情報との区別が曖昧になってしまわないように注意をすべきである。秘密にしたい技術情報の内容をできるだけ特定した上で、その取扱い方や、共有開示範囲等などについて、平素から従業員等に対して指導を行うなどの措置によって、従業員等の認識可能性を確保するよう心がけるべきである。

(イ) ~~紙~~紙媒体、電子媒体の場合

② 電子媒体の場合

○ 典型的な管理方法

- ・ データなどの電子媒体で保管している場合も基本的には紙媒体と同様であるが、電子情報の場合は、通常、次のような方法のいずれかによって、秘密管理性の観点から十分な秘密管理措置となり得るものと考えられる。
 - ー 記録媒体へのマル秘表示の貼付
 - ー 電子ファイル名・フォルダ名へのマル秘の付記
 - ー 営業秘密たる電子ファイルを開いた場合に端末画面上にマル秘である旨が表示されるように、当該電子ファイルの電子データ上にマル秘を付記（ドキュメントファイルのヘッダーにマル秘を付記等）
 - ー 営業秘密たる電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを含むフォルダの閲覧に要するパスワードの設定
 - ー 記録媒体そのものに表示を付すことができない場合には、記録媒体を保管するケース（CD ケース等）や箱（部品等の収納ダンボール箱）に、マル秘表示の貼付
- ・ また、外部のクラウドを利用して営業秘密を保管・管理する場合も、秘密として管理されていれば、秘密管理性が失われるわけではない。例えば、階層制限に基づくアクセス制御などの措置が考えられる。

（管理指針 ~~4-1～4-2~~ ページ ~~11～12~~ ページ）

⑤ 複数の媒体で同一の営業秘密を管理する場合

- ・ 同一の情報を紙及び電子媒体で管理することが企業実務で多く見られるが、複数の媒体で同一の営業秘密を管理する場合には、それぞれについて秘密管理措置が講じられることが原則である。
- ・ ただし、従業員が同一の情報につき複数の媒体に接する可能性がある場合において、いずれかの媒体への秘密管理措置（マル秘表示等）によって当該情報についての秘密管理意思の認識可能性が認められる場合には、仮にそれ以外の媒体のみでは秘密管理意思を認識しがたいと考えられる場合であっても、秘密管理性は維持されることが通常であるとえられる。

(管理指針~~12~13ページ~~12~13 ページ)

紙媒体や電子媒体に秘密にしたい技術情報が記録されている場合の、~~管理方法については~~、~~養殖~~
~~業農業~~分野と他の分野とで、大きく異なるところはない。

比較的小規模な生産者を想定した場合、管理指針が挙げる秘密管理措置のうち、秘密にしたい技術情報を「マル秘」と表示したファイルに保管する、電子ファイルやフォルダ名に「マル秘」と付記するなどといった対応が、過度の負担なく採用し得るものとして参考になる。

(9) ~~(ウ)~~ 物件に化体した営業秘密

不競法上の営業秘密としての保護を受けるためには、秘密にしたい技術情報が文字や映像などによって表現されている必要はなく、物件に化体し、その形状等から把握できる情報であってもよい。

養殖業においても、秘密にしたい技術情報が化体した物件として、生産者のノウハウに~~関係する~~に基づき特定の親系統で交配させた結果~~について~~を、親魚として化体したものが想定されるが、これらについても当該物件を適切に秘密管理措置することによって、営業秘密として保護され得るものである。

管理指針 12 ページでは、物件に営業秘密が化体している場合について、以下のとおり説明されている。

- ・ 製造機械や金型、高機能微生物、新製品の試作品など、物件に営業秘密情報が化体しており、物理的にマル秘表示の貼付や金庫等への保管に適さないものについては、例えば、次のような方法のいずれかを講じることによって、秘密管理性の観点から秘密管理措置となりうるものと考えられる。
 - 扉に「関係者以外立入禁止」の張り紙を貼る
 - 警備員を置いたり、入館 ID カードが必要なゲートを設置したりして、工場内への部外者の立ち入りを制限する
 - 写真撮影禁止の貼り紙をする
 - 営業秘密に該当する物件を営業秘密リストとして列挙し、当該リストを営業秘密物件に接触しうる従業員内で閲覧・共有化する

(管理指針 ~~12~~ ページ 12 ページ)

~~この説明は、主として屋内で物件が管理される場合を想定しているものと思われる。養殖業においても養殖業でも~~、営業秘密が化体した物件が屋内で管理されている場合には、上記例が参考になる。

これに対して、~~養殖業の特殊性として~~、営業秘密が化体した物件が、屋外で管理される場合も想定される。その場合には、~~上述の飼育区画などの屋外で管理される場合、上記 II・2・(2)・イ・(7)H・2・(2)・イ・(4)「侵入者等との関係」において記載した~~とおり、「関係者以外立入禁止」などの表示を施すことは、却って外部の者に対して秘密にしたい技術~~→ノウハウ等情報~~が化体した物件の存在・所在を示すことになってしまうことになりかねないので、注意が必要である。

一定数以上の従業員を雇用する生産者であれば、飼育区画ごとに区分した上で、秘密にしたい技術情報の所在する場所区画に立ち入ることができる従業員を限定したり、立ち入る従業員に対してもそこで飼育されている魚類に関する交配に関する情報を開示しないといった対応や取ることも一案である。また、一見しただけではそこに秘密にしたい技術情報が化体していること等が把握できないような場合は、従業員等の注意が向かないように工夫するといった方法をとることも考えられる。

(I) ~~(エ)~~従業員等の体得した技能について

~~技能・設計に関するものなど従業員が体得した技術・ノウハウ等について、管理指針では、以下のとおり説明されている。~~

- ~~・ 技能・設計に関するものなど従業員が体得した無形の技術・ノウハウ等について、管理指針では、以下のとおり説明されている。~~例えば、技能・設計に関するものなど従業員が体得した無形のノウハウや従業員が職務として記憶した顧客情報等については、従業員の予見可能性を確保し、職業選択の自由にも配慮する観点（※1）から、原則として、下記のような形で、その内容を紙その他の媒体に可視化することが必要となる。

— 営業秘密のカテゴリーをリストにすること（※2）

— 営業秘密を具体的に文書等に記載すること

※注1 これらの情報は、多くの場合、一般情報との区別が困難であるため、当該体得情報を可視化することなくその情報の使用を禁じってしまうと、従業員にとってはいかなる情報の開示・持ち出しが禁じられているのかが明確でなく、転職自体が困難となりかねない。

※注2 最先端の技術開発現場が典型的であるが、日々高度の営業秘密が創出・更新され、内容の整理分類が常時なされていない状況においては、カテゴリーのリスト化や秘密保持契約(あるいは誓約書)等による範囲の特定が有効であると考えられる。

- ・ 一方で、例えば、未出願の発明や特定の反応温度、反応時間、微量成分、複数の物質の混合比率が営業秘密になっている場合（化学産業などで多く見られる）などで、その情報量、情報の性質、当該営業秘密を知りうる従業員の多寡等を勘案して、その営業秘密の範囲が従業員にとって明らかな場合には、必ずしも内容そのものが可視化されていなくとも、当該情報の範囲・カ

テゴリーを口頭ないし書面で伝達することによって、従業員の認識可能性を確保することができるものと考えられる。

- ・ なお、従業員が体得した情報が営業秘密に該当する場合には、転職後の使用・開示によって、直ちに、民事上及び刑事上の措置の対象となるわけではない。従業員が営業秘密保有企業との関係で信義則上の義務に著しく反するような形で当該営業秘密の取得・使用・開示をした場合に限り、民事上又は刑事上の措置の対象となるのであり、その判断に当たっては、当該企業と従業員との間の信頼関係の程度、当該企業の利益、従業員の利益、営業秘密の内容等を踏まえた総合的な考慮によるものであることに留意が必要である。

(管理指針 ~~42~43ページ~~ 12~13ページ)

技能・設計に関するものなど従業員が体得した技術情報については、養殖業においても、雇用しているでも、従業員の転職等などによる人材の流動や、普及指導員の異動等などが想定される。

こういったケースにおける技術・ノウハウ等の意図しない流出を防ぐためには、特に技能実習生は、もともと習得した生産技術を自国に持ち帰り、自国の生産技術の発展に貢献することを目的としており、いずれ生産者のところを離れることが当然に予定されている。このような場面では、秘密管理措置を実行に移す場合であっても、従業員等の転職や異動といった事象が生じる前の自由等も勘案した対応が重要である¹³。

まず、平素の段階から、従業員に対して、営業秘密の範囲やその取扱いを示しておくことで、従業員等が一般情報の対策と秘密情報とが区別できるようにしておくことが重要である。秘密情報の範囲を示す際には、個々の秘密情報の内容を特定することで秘密情報の範囲を画定することも可能であるし、秘密情報のカテゴリー（例えば、飼料の配合に関する情報等）を特定することで秘密情報の範囲を画定することも可能である。また、これらを組み合わせて、秘密情報をカテゴリーで特定しつつ、特に重要な秘密情報についてはその内容を特定するといった方法も考えられる。

また、秘密は、秘密にしたい技術情報に接することができる従業員等を限定することも重要である。従業員等が転職等・異動した場合でも、そもそも当該従業員等が秘密にしたい技術情報に接していなければ、秘密にしたい技術情報が社外に流出する可能性が生じないし、従業員等が不必要

¹³ なお、退職後に秘密保持義務を負わせるに止まらず、競合する業務に従事すること自体を禁止する（競業避止義務を負わせる）場合には、より厳格に解されており、使用者と退職者との間で、退職後の競業避止義務に関する合意をしたとしても、無条件にその効力が認められるものではなく、使用者の利益、退職者の従前の地位、制限の範囲（期間・地域・職種等）、代償措置有無や内容から、合意の有効性が判断されることになる。

に秘密にしたい技術情報に接することができたという事情は、秘密管理性を否定する事情にもなり得る。また、当該従業員等にとっても、秘密にしたい技術情報を流出させたという無用な疑いを抱かれずに済むし、自己が習得した技能の中に転職前の会社の営業秘密が混入しているのではないかと萎縮する必要もなくなる。

~~なお、退職後に秘密保持義務を負わせるに止まらず、競合する業務に従事すること自体を禁止する（競業避止義務を負わせる）場合には、より厳格に解されており、使用者と退職者との間で、退職後の競業避止義務に関する合意をしたとしても、無条件にその効力が認められるものではなく、使用者の利益、退職者の従前の地位、制限の範囲（期間・地域・職種等）、代償措置有無や内容から、合意の有効性が判断されることになる。~~

~~エ 共有範囲~~その上で、従業員等に一般的に開示しても差し支えない情報については、従業員等の転職の自由等を踏まえて、その対象を明確にすることが需要である。例えば、転職や異動といった事象が生じる前の平素の段階から、従業員に対して、営業秘密の範囲やその取扱いを示しておくことで、従業員等が一般情報と秘密にしたい技術情報とが区別できるようにしておくことが望ましい。。また、秘密にしたい技術情報の範囲を示す際には、個々の秘密にしたい技術情報の内容を特定することで秘密にしたい技術情報の範囲を画定することも可能であるし、秘密にしたい技術情報のカテゴリー（例えば、「ある特定の魚類の交配方法に関する情報」とか「飼料の配合に関する情報」など）を特定することで秘密にしたい技術情報の範囲を画定することも可能である。また、これらを組み合わせて、秘密にしたい技術情報をカテゴリーで特定しつつ、特に重要な秘密にしたい技術情報（但し、従業員等に開示可能なもの）についてはその内容を特定するといった方法も考えられる。

エ 複数人による保有と秘密管理性

② 複数の法人間で同一の情報を保有しているケース

秘密管理性の有無は、法人（具体的には管理単位）ごとに判断され、別法人内部での情報の具体的な管理状況は、自社における秘密管理性には影響しないことが原則である。

（管理指針 ~~14～15ページ~~ 14～15ページ）

(7) ~~(ア) 共有~~ 複数の者が同一情報を保有する際の秘密管理性の考え方

各生産者が、他の生産者や漁協、農協又は企業等とに対して、秘密にしたい技術情報を共有開示する場合には、営業秘密たる該当性が問題となる情報を管理している独立単位（管理単位）ごとに秘密管理性の有無が判断される（管理指針 14 ページ等など）。したがって、例えば、複数の生産者間で同一の技術・ノウハウ等情報を共有保有する場合、各生産者がのそれぞれにおいて、これまで説明してきたようなが、適切な秘密管理措置をとる必要がある。七か七

なお、仮に技術・ノウハウ等、同一情報を共有している保有する複数の生産者のうち、ある特定の生産者が適切な秘密管理措置を怠っていた結果、当該生産者から当該情報が第三者に流出してしまつたことした場合、当該生産者についてよる情報管理には、不競法に基づく権利行使秘密管理性が認められず、結果として、当該生産者はできないが、営業秘密に関する不正競争行為を理由とした法的救済を受けられない可能性がある。もつとも、そのことによって、適切に秘密管理措置をとっていた他の生産者における秘密管理性が失われるわけではなく、適切な秘密管理措置がとられていた生産者から秘密にしたい技術情報を不正取得する行為は、依然として、不正競争行為となり、当該行為に対する損害賠償の請求等は可能である。（ただし、その上記の各流出又は不正取得行為の結果、当該秘密情報が公知のものとなつてしまえばなる場合には、それ以降は営業秘密としての保護を受けることができなくなることに留意が必要である。）。

（イ）地域のグループ内での共有

（1）養殖業における特殊性として、地域の生産者グループや漁協内で情報を開示する場合

養殖業における特殊性として、地域の生産者グループや漁協の養殖生産部会内で協力して生産を行うという点が挙げられる。これらの団体には法人格がない場合が多いと思われるが、そういったそのような生産者グループや部会内で、秘密にしたい技術情報の管理のルールを定めておくことは重要である。生産者グループや部会の中で秘密にしたい技術情報が適切に管理されていることが、個々の生産者や漁協において秘密管理性が認められ不競法上の権利行使を行う上で重要な基礎となる。すなわち、漁協が当該秘密にしたい技術情報を営業秘密として保護するためには、生産部会における適切な管理が必要である。

なお、当該生産者グループや部会には法人格がない場合も想定されるが、いわゆる権利能力なき社団と評価し得るような場合であれば、当該生産者グループや部会自身が主体となり、不競法上の権利行使を行うことも可能である。

養殖業では、個々の生産者が養殖生産部会等に対して、自己の技術・ノウハウ等情報を開示するケースや、養殖生産部会等での検討の結果、技術・ノウハウ等情報（例えば、生産部会が作成する出荷時期の判断要素などは、その例である。）が創出されるケースなどが想定される。こういった養殖生産部会等においては、生産部会等に参加する生産者間でその場でやりとりされる技術・ノウハウ等について情報は、外部に開示してはならないという認識を共有することが重要である。また、自身の技術・ノウハウ等情報と他のメンバーから聞いた技術・ノウハウ等情報を区別するよう心がけるべきである。技術・ノウハウ等について情報は、この区別があいまいになりやすいことから、養殖生産部会に共有開示する意図がない場合には不必要に自身の技術・ノウハウ等情報を開示

しないようにすべきであるし、養殖生産部会内に限って技術~~→ノウハウ等情報~~を開示する（又は開示を受ける）場合には、その内容を書面等において特定し、後日、自身の技術~~→ノウハウ等情報~~と他のメンバーから聞いた技術~~→ノウハウ等情報~~の混同が生じないように措置をとることも肝要である。

加えて、漁協の養殖生産部会であれば、漁協自身も漏えいの責任を負う可能性があることを踏まえ、養殖生産部会の規約を定めたり、養殖生産部会に参加する者との間で秘密保持契約を締結するなど、情報の取扱いに関するルールを積極的に整備し、参加メンバーに周知すべきである。特に、この場合には、そのメンバーの加入や脱退が想定されることから、生産部会等を脱退後は、そこで開示された技術~~→ノウハウ等情報~~を使用してはならない旨を、上記ルールにおいて定めておくことも重要である。

(4)(9) ~~(4)~~ 県単位など広範囲での共有に情報を開示する場合

養殖業の特殊性として、技術~~→ノウハウ等情報~~の共有開示範囲が広がることが想定される。例えば、県が開発した養殖管理飼育方法について、県内の生産者には広く共有開示する一方、県外にはこれを流出させないようにしたいというケースがあり得る存在する。

このような場合に、秘密管理性及び非公知性の要件との関係において、県内などの広い地域において共有開示されている技術~~→ノウハウ等情報~~が秘密として管理されているのか、非公知と言えるのかという問題が生じ得る。共有開示範囲が広くなればなるほど、技術~~→ノウハウ等情報~~を秘密として保護すべきであるという認識が薄まりやすくなるという事情はあるとしても、ある技術~~→ノウハウ等情報~~に接した県内の生産者がそれを秘密であると認識でき、県外の実業家に対してはその内容が明らかになっていないのであれば、これを営業秘密から除外する理由はない。

したがって、共有開示範囲が広がる場合には、共有開示範囲が狭い場合と比べて、秘密である旨の認識可能性を担保するために、秘密にしたい技術情報の範囲をより一層明確に特定した上で、秘密保持契約等などを締結するなどの方法によって、秘密として管理すべき旨を、個々の生産者に対してより一層明確に示す必要はあるが、そのような方策がとられている限り、なお秘密管理性及び非公知性は認められる認められうる。

(3) ~~(3)~~ 留意事項

- ・ 情報に対する秘密管理措置がその実効性を失い「形骸化」したともいいうる状況で、従業員が企業の秘密管理意思を認識できない場合は、適切な秘密管理措置とはいえない。

※注 一時的ないし偶発的な管理不徹底に過ぎず、当該企業の秘密管理意思に対する従業員の認識可能性に重大な影響を与えない場合まで「形骸化」と評価することは適切ではない。

- ・ 個人情報保護法で保護される個人情報については、同法で漏えい対策を含む安全管理義務が保有企業に対して義務づけられており、それが従業員にとっても明らかであり、かつ、一般情報との区別も外見上明確であることから、その他の情報に比べて、秘密管理性が認められる可能性が高いものと考えられる。
- ・ なお、秘密管理性とは別に、企業が社会的責任として講じることが期待される情報漏えい防止対策には、その内容は企業の自主的な判断によるものの、漏えいリスクの大小等に応じて、従業員の行動に対する各種の意識啓発、牽制や漏えいの検知等を行って漏えいリスクを減少する方策、又は、被害拡大を防止するための方策が含まれることが通例であり、秘密管理措置とは必ずしも一致しないため留意が必要である。

(管理指針 8～9 ページ)

これまで説明してきたとおり、秘密管理性要件の趣旨は、従業員等に対して秘密にしたい技術情報であることの認識可能性を担保することにある。したがって、形式的には秘密である旨表示されていても、実態において一般情報と変わらない扱いがされている場合等~~など~~は、そのような表示によっては、もはや従業員の認識可能性は担保できず、秘密管理措置として形骸化していると評価されるおそれがある。そのため、日頃から従業員等への注意喚起、教育を行い、秘密にしたい技術情報の管理意識を醸成することは重要である。

~~営業秘密としての保護を図る上で重要なのは、その実質であり、その観点からも、日頃から従業員等への注意喚起、教育を行い、秘密情報の管理意識を醸成することは重要である。~~

またなお、1・1・(2)~~4~~→1→(2)にも述べたとおり、管理指針及び本ガイドラインの説明は、あくまでも不競法の営業秘密として保護されるためにどのような措置が必要かという観点からの説明するものであり、実際の漏えい防止と~~やうの~~観点からの論じるものではない。秘密にしたい技術情報の重要性や、一度漏えいした場合の被害回復の難易等~~など~~を勘案して、より強固な対策を講じることを検討すべき場合もある。例えば、漏えいした場合に特に大きな損害の発生が見込まれるような重要性が高い秘密にしたい技術情報は、「厳秘」等~~など~~として取扱い、より厳格な管理を行うことも考えられる。

3 ~~3~~ 有用性について

(1) 「有用性」の要件は、公序良俗に反する内容の情報（脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な情報）など、秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護することに主眼がある。

(2) したがって、秘密管理性、非公知性要件を満たす情報は、有用性が認められることが通常であり、また、現に事業活動に使用・利用されていることを要するものではない。

同様に、直接ビジネスに活用されている情報に限らず、間接的な（潜在的な）価値がある場合も含む。例えば、過去に失敗した研究データ（当該情報を利用して研究開発費用を節約できる）や、製品の欠陥情報（欠陥製品を検知するための精度の高い AI 技術を利用したソフトウェアの開発には重要な情報）等のいわゆるネガティブ・インフォメーションにも有用性は認められる。

（3）なお、当業者であれば、公知の情報を組み合わせることによって容易に当該営業秘密を作出することができる場合であっても、有用性が失われることはない（特許制度における「進歩性」概念とは無関係）。

~~「進歩性」概念とは無関係）。~~

（管理指針~~46~~47ページ~~16~~17 ページ）

~~(1)~~ (1) ネガティブ情報

~~管理指針も指摘するとおり、~~有用性要件の主眼は、公序良俗に反する内容の情報~~等~~などを営業秘密の範囲から除外することにあり、~~失敗したデータなどのネガティブ情報であっても有用性は否定されない~~ある。

(1) ネガティブ情報

~~養殖業においても、~~生育不良となった年の生育データや、寄生虫や病気等に対して効き目がなかった対処策等などの、~~いわゆる失敗したデータであるネガティブ情報であっても、~~公序良俗に反する場合は限定的である一方、ネガティブ情報を用いることにより不要な実験等を避けることができる等の利点もある事に照らせば、広い意味で商業的価値が認められる。そのため、ネガティブ情報の有用性要件は満たす一般的には否定されない。

~~(2)~~ (2) 有用な効果の再現性が高くない情報

養殖業の技術~~ノウハウ等情報~~の中には、自然環境等の影響を受けて、必ずしも再現性が高くないものも含まれる。しかし、上述の有用性要件の趣旨に照らせば、高い再現性を有する技術~~ノウハウ等情報~~のみが保護の対象となると解するのは妥当ではない。再現性が全くないようなものは別として、低い確率であっても再現性が認められるのであれば、有用性要件は否定されないと解すべきであろう。

~~(3)~~ (3) 公知の情報等を工夫した情報

~~管理指針も指摘するとおり、~~有用性要件は、特許制度における進歩性概念とは無関係であって、当業者であれば、公知の情報を組み合わせることによって容易に当該営業秘密を作出することができる場合であっても、有用性が失われるものではない。

失われない。また、飼料の配合等なども、配合されるそれぞれの飼料はが市販されているものであるとしても、どの原料をどれだけ配合するかは、非公知かつ有用な情報であって、営業秘密としての保護の対象となり得る。

やはり有用である。同様に、メーカーからサンプルを提供されて試用する場合であっても、その用法などについて生産者の側で工夫を凝らした場合用法にも有用性は、その用法については生産者の技術・ノウハウ等になり得る認められうる。

4 ~~4~~ 非公知性について

「非公知性」が認められるためには、一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないことが必要である。

(1)「公然と知られていない」状態とは、当該営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態、又は容易に知ることができない状態である。具体的には、当該情報が合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物に記載されていない、公開情報や一般に入手可能な商品等から容易に推測・分析されない等、保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態である。

(2) 営業秘密における非公知性要件は、発明の新規性の判断における「公然知られた発明」

(特許法第29条第29条)の解釈と一致するわけではない。特許法の解釈では、特定の者しか当該情報を知らない場合であっても当該者に守秘義務がない場合は特許法上の公知となりうるが、営業秘密における非公知性では、特定の者が事実上秘密を維持していれば、なお非公知と考えることができる場合がある。また、保有者以外の第三者が同種の営業秘密を独立に開発した場合、当該第三者が秘密に管理していれば、なお非公知である。

(3) また、当該情報が実は外国の刊行物に過去に記載されていたような状況であっても、当該情報の管理地においてその事実が知られておらず、その取得に時間的・資金的に相当のコストを要する場合には、非公知性はなお認められうる。もちろん、そのようなコストを投じて第三者が現に当該営業秘密を取得又は開発した上で当該情報の管理地において公公開等を行い、「公然と知られている」状態となれば、非公知性は喪失することになる。

(4) なお、「営業秘密」とは、様々な知見を組み合わせで一つの情報を構成していることが通常であるが、ある情報の断片が様々な刊行物に掲載されており、その断片を集めてきた場合、当該営業秘密たる情報に近い情報が再構成され得るからといって、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない。なぜなら、その断片に反する情報等も複数あり得る中、どの情報をどう組み合わせるかといったこと自体に価値がある場合は、営業秘密たり得るからである。複数の情報の総体としての情報については、組み合わせの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮し、保有者の管理下以外で一般的に入手できるかどうかによって判断することになる。

(管理指針 17～18 ページ)

~~開等を行い、「公然と知られている」状態となれば、非公知性は喪失することになる。~~

~~（４）なお、「営業秘密」とは、様々な知見を組み合わせで一つの情報を構成していることが通常であるが、ある情報の断片が様々な刊行物に掲載されており、その断片を集めてきた場合、当該営業秘密たる情報に近い情報が再構成され得るからといって、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない。なぜなら、その断片に反する情報等も複数あり得る中、どの情報をどう組み合わせるかといったこと自体に価値がある場合は、営業秘密たり得るからである。複数の情報の総体としての情報については、組み合わせの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮し、保有者の管理下以外で一般的に入手できるかどうかによって判断することになる。~~

~~（管理指針１７～１８ページ）~~

非公知とは、当該営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態、又は容易に知ることができない状態を意味する。

（１）屋外に存在する情報

~~管理指針優良系統における親世代の魚（親系統）などは、屋外で説明飼育されているとおり、非公知とは、当該営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態又は容易に知ることができない状態を意味する。~~

養殖業においては、海面で養殖されており、陸上しても、外部から見ただけでは漁場における技術・ノウハウ等を必ずしも特定することができないで、またそれ自体市場に流通しているものではないため、これを適法に入手して分析することは困難である。したがって、このような技術・ノウハウ等情報については、屋外に存在するとしても、その内容を容易に知ることができない状態が保持されており、それによって非公知性が失われるものではない。

また、屋外の漁場飼育区画で実施されている水質環境の管理方法等~~なども~~、その内容を把握するためには、不相当な長時間にわたって漁場モニタリング飼育区画を実施する観察し続ける必要がある~~こと~~から、やはりその内容を容易に知ることができない状態が保持されており、未だ非公知であると解される。

（２）~~（２）~~ 第三者が偶然思いつくことができるような技術・ノウハウ等情報

非公知とは、当該営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態又は容易に知ることができない状態を意味することから、たとえ同じ材料等などを保有する当業者であれば、偶然同じ技術・ノウハウ等情報に思い至ることがあり得る場合であっても、直ちに非公知性が否定されるものではないされない。

当該技術・ノウハウ等情報の分析の難易や、当該技術・ノウハウ等情報以外の選択肢の有無や幅等などに照らし、当該技術・ノウハウ等情報の取得に要する時間や資金等のコストを考慮し、保有者の管理下以外で一般的に入手できない場合には、そのような技術・ノウハウ等情報は、なお非公
非公知であると言い得る。

~~知であると言い得る。~~

~~-(3)-~~

(3) 公知情報と非公知情報とが混在している場合

養殖業においては、普及指導員の普及活動等や代々の伝承等などによって、既に公知となっている技術→ノウハウ等情報と、そこにさらに独自の工夫を加えた各生産者固有の技術→ノウハウ等情報が混在して存在することがある。例えば、給餌を行う際に、給餌量と種類の切替え時期について、地域の飼育環境の特殊性を踏まえて判断を調整することは既に公知になっているが、品質の安定や高品質化のための詳細な環境管理方法について、さらに工夫を施しているといったことなどが想定される。

公知の情報と非公知の情報とが混在する場合であっても、それだけで直ちに営業秘密として保護されなくなる非公知の情報と認められるわけではないものの、両者の区別が曖昧になることで、秘密とすべき旨の認識が薄れてしまうことはあり得る。そのため、こういった場合には特に、公知情報と秘密とすべき技術→ノウハウ等情報との区別を明確にし、秘密とすべき情報の外縁が明確となるよう注意する必要がある。例えば、従業員や普及指導員に対して、折に触れて、自分たちが行っている養殖環境管理は生産者としてにとって重要な技術であるなどと告げるなどすることによって、認識可能性を確保するよう心がけるべきである。

| III —————

III 営業秘密の基礎的管理マニュアル <実践編>

養殖業の技術~~→ノウハウ等情報~~は、~~一~~高品質・高付加価値な水産物の生産を可能にし、国際的な優位性をもたらす強みの源泉である。我が国の養殖業の成長産業化では、これらの技術情報は開示するのが当たり前との考え方が広く根付いていたが、養殖生産物の海外市場へ輸出拡大の取組み等に重要なより養殖業を巡る情勢は大きく変わっており、技術情報が海外に流出すれば、我が国の漁業の競争力の低下など、養殖業全体に損害が生じるおそれがある。

このような懸念に対し、個別の生産者やグループが有する技術情報のうち、流出した場合に大きな損害を被ることとなるものである。は、他者に開示せず又は限られた範囲の者にのみ開示するなど、営業秘密として適切な管理を行うことにより、不競法に基づく保護を受けること（例えば、営業秘密が不正に取得・使用・開示された場合の差止めや営業秘密の保有者が被った損害の賠償の請求など）が可能である。

ここでは、それぞれの生産者や漁協漁業の養殖生産部会等が各自の持つ技術~~→ノウハウ等情報~~を実際に営業秘密として管理するに当たって、必要な措置を適切に講じられるよう、次の2段階の取組（2ステップ）を示している。

- ステップ1では、各自が持つ技術~~→ノウハウ等情報~~のうち、何が営業秘密なのかを把握・整理するため、「技術~~→ノウハウ等情報~~の棚卸し」と「共有開示範囲の確認」を行っていただきたい実施する。
- 続ステップ2では、営業秘密を管理する主体別（①個々の生産者（法人を含む）、②漁協の養殖生産部会等などのグループ、③都道府県）に「営業秘密の管理方法チェック」により、~~一~~営業秘密の適切な管理に必要な措置を確認し、講じていただきたい講じる。

ここで示している事項に加えて、営業秘密の管理に関して養殖業の特殊性を踏まえた理論的な整理を確認されたい場合には、本ガイドラインの他の項目も参照されたい。

ステップ1 技術~~・ノウハウ等情報~~の棚卸しと共有開示範囲の確認

まず、「技術~~・ノウハウ等情報~~の棚卸し」では、質問に対する回答を記入していただくことにより、養殖業の各工程において各自が持つ技術~~・ノウハウ等情報~~の内容を網羅的に把握・整理しましょう。（（1）参照）。

次に、棚卸しにより把握・整理した技術~~・ノウハウ等情報~~について、営業秘密に該当するか判断するため、「共有開示範囲の確認」を行いましょう（（2）参照）。

その上で、営業秘密として管理するために必要な措置について、ステップ2 営業秘密の管理方法チェックに進んで確認し、対策を講じましょう。

| ~~(1) ①~~

(1) 技術・ノウハウ等情報の棚卸し

ア 水産動物（貝類含む）

※ 以下は例示であり、保護され得る技術・ノウハウ等情報は、これらに限られるものではありません。

工程	保護され得る技術・ノウハウ等情報の例	左記のような技術・ノウハウ等情報について、これまで独自に工夫してきたことはありますか？その内容は、どのようなものですか？
種苗生産	- 親魚養成（日長や水温コントロールを含む。） - 催熟ホルモン投与方法 - 採卵方法 - 孵化槽内の飼育水循環方法 - 育成槽内の飼育水循環方法 - 酸素ブローワー設置方法・強度 - 孵化仔魚の飼育密度 - 生物餌料の培養や栄養強化方法 - 在庫尾数の推定方法 - サイズの選別方法 - 沖出し方法	
種苗の導入	- 健苗性の推察方法 - 過去に蓄積した導入種苗の系統と飼育成績の相関データ	
飼料調製・給餌	- 餌飼料の調製技術 - 配合設計 - 給餌量と種類の切替え時期の判断要素 - 給餌方法 - 餌飼料の調達先	

工程	保護され得る技術・ノウハウ等情報の例	左記のような技術・ノウハウ等情報について、これまで独自に工夫してきたことはありますか？その内容は、どのようなものですか？
衛生管理・疾病対策	- 飼育網の掃除方法 - 斃死（へいし）魚の回収方法 - ワクチン・プログラム	
赤潮発生時の対応	赤潮発生予測、餌止めのタイミング	-
在庫管理	- 尾数カウント方法 - 飼養密度 - 体重測定方法	-
その他飼育管理全般	- 養殖場の選定 - 作業員の配置計画 - 労務管理 - 人材育成 - 飼育魚等の見回り - 資機材の設計や活用方法 - 真珠の挿核技術	-
出荷	- 出荷時期の判断要素 - 出荷前の管理方法 - 活方法 - 抜血方法 - 水揚げ時の温度管理 - 氷の種類 - 冷却水中の塩分濃度 - 活魚輸送方法（密度、水温等）	
選抜育種	交配の組み合わせ	-

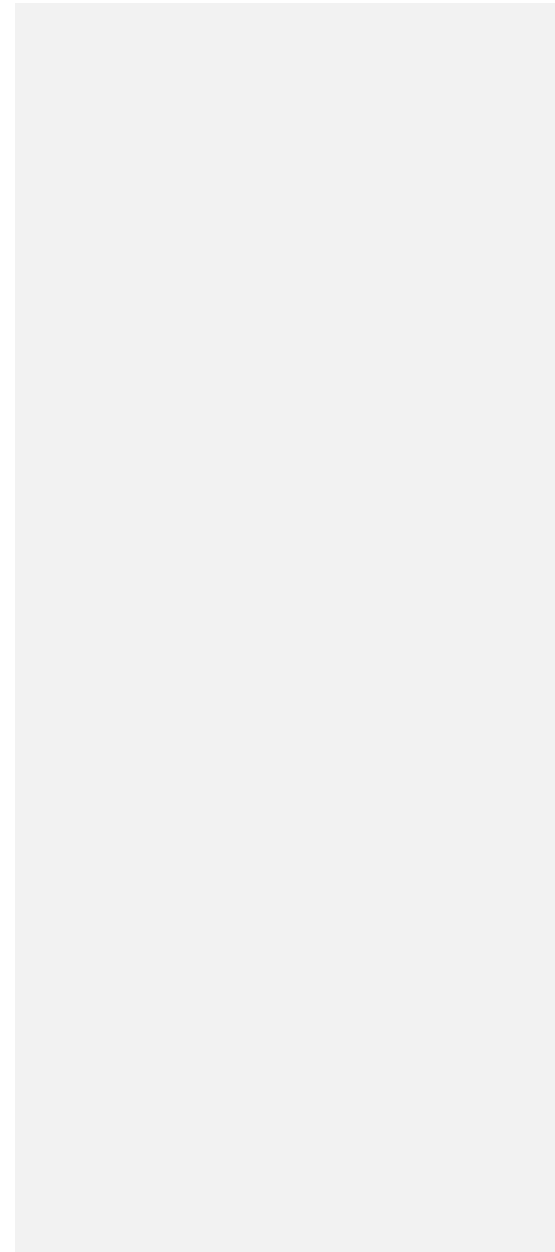
—工程	保護され得る技術・ ノウハウ等 情報の例	左記のような技術・ ノウハウ等 情報について、これまで独自に工夫してきたことはありますか？その内容は、どのようなものですが？
	家系情報	
経営管理	財務情報 顧客情報 販売実績 新商品情報 人的ネットワーク	-

イ (1) ② 技術・ノウハウ等情報の棚卸し（陸上養殖）

※ ~~※~~ 以下は例示であり、保護され得る技術・ノウハウ等情報は、これらに限られるものではありません限られません。

工程	保護され得る技術情報の例	左記のような技術情報について、これまで独自に工夫してきたことはありますか？ その内容は、どのようなものですか？
工程	保護され得る技術・ノウハウ等情報の例	左記のような技術・ノウハウ等情報について、これまで独自に工夫してきたことはありますか？ その内容は、どのようなものですか？
飼育水の管理	ろ過方法 人工海水の組成 飼育水の組成 飼育水の調達方法	
排水の管理	排水方法（希釈等）	

| ~~(1) ②~~ _____



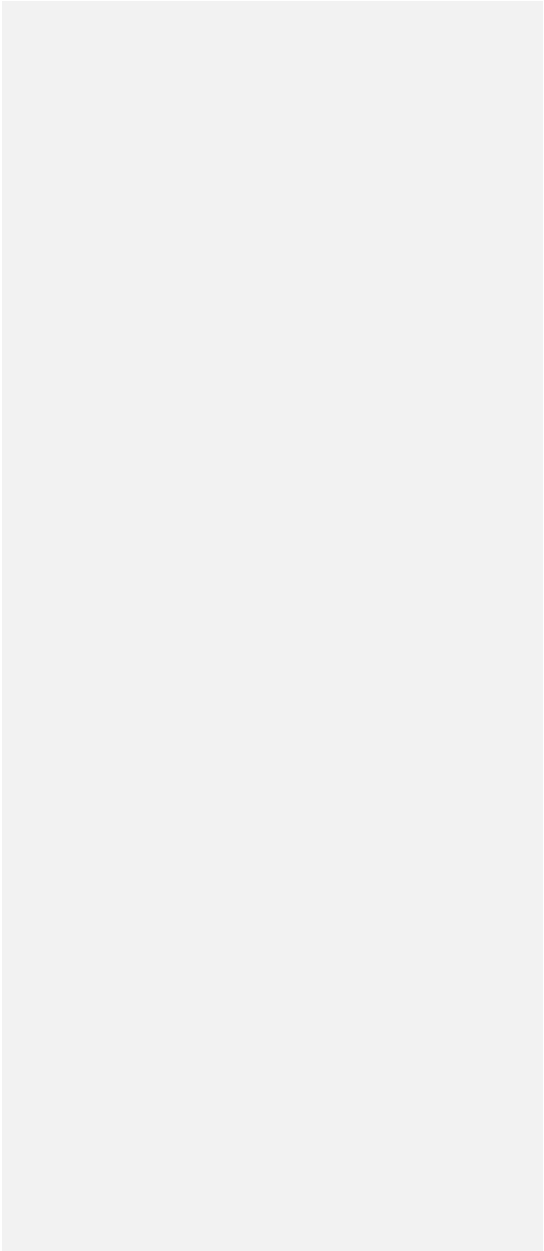
ウ 技術・ノウハウ等情報の棚卸し（藻類）

※ ~~※~~ 以下は例示であり、保護され得る技術・ノウハウ等情報は、これらに限られるものではありません限られません。

工程	保護され得る技術・ノウハウ等情報の例	左記のような技術・ノウハウ等情報について、これまで独自に工夫してきたことはありますか？その内容は、どのようなものですか？
種苗の生産・増殖	- フリー糸状体の培養方法 - 糸状体の貝殻への移植方法・株の組合せ - 貝殻糸状体の管理方法 - 採苗（殻胞子の種付け）の方法 - 網養生の方法 - 育苗（ノリ網の沖出し）のタイミングと方法冷凍網の加工方法 - 採苗（種苗糸への胞子の付着、仮植）の方法 - フリー配偶体の生産方法や株の組合せ、株の家系情報	
施肥	施肥の方法や組合せ	
防除	- 干出の方法 - 酸処理の方法	
収穫	- 収穫の方法 - タイミング - 回数 - 選別方法 - 異物除去の方法 - ノリの製造方法	
その他栽培管理全般	- 小間の張り方（養殖場の選定） - 干出の方法 - 漁具の撤収のタイミング	

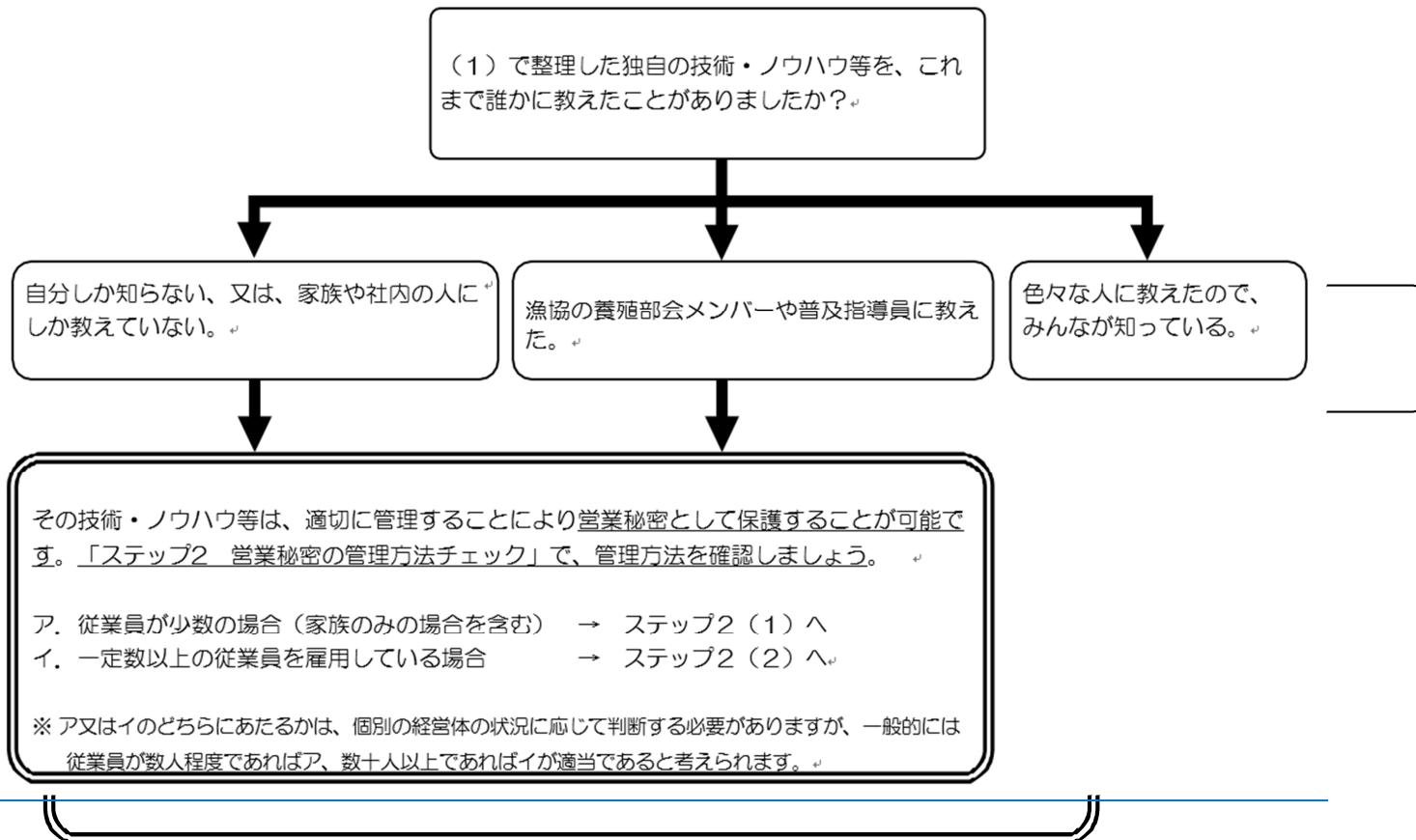
工程	保護され得る技術・ ノウハウ等 情報の例	左記のような技術・ ノウハウ等 情報について、これまで独自に工夫してきたことはありますか？その内容は、どのようなものですか？
	冷凍網の海面導入のタイミング 本養殖の方法（巻き込み法、挟み込み法） 養殖場の選定 作業員の配置計画 労務管理 人材育成 漁具等の見回り 過去に蓄積した栽培管理と栽培成績の相関データ 資機材の設計や活用方法	
経営管理	財務情報 顧客情報 販売実績、 新商品情報 人的ネットワーク	

| ~~(2) ①~~ 共有_____



(2) 開示範囲の確認

エア 個々の生産者（法人を含む）の技術・ノウハウ等に関する情報



~~（１）で整理した独自の技術・ノウハウ等を、これまで誰かに教えたことがありましたか？~~

~~自分しか知らない、又は、家族や社内の人しか教えていない。~~

~~漁協の養殖部会メンバーや普及指導員に教えた。~~

~~色々な人に教えたので、みんなが知っている。~~

~~その技術・ノウハウ等は、適切に管理することにより営業秘密として保護することが可能です。
「ステップ２ 営業秘密の管理方法チェック」で、管理方法を確認しましょう。~~

~~ア．従業員が少数の場合（家族のみの場合を含む） → ステップ２（１）へ~~

~~イ．一定数以上の従業員を雇用している場合 → ステップ２（２）へ~~

~~※ ア又はイのどちらにあたるかは、個別の経営体の状況に応じて判断する必要がありますが、一般的には従業員が数人程度であればア、数十人以上であればイが適当であると考えられます。~~

~~（2）②~~ 共有 ~~【図を挿入】~~

オイ 開示範囲の確認（漁協の養殖生産部会等などのグループの技術・~~ノウハウ等情報~~）

~~(1)で整理したグループ独自の技術・ノウハウ等を、これまで誰かに教えたことがありましたか？~~

~~養殖部会メンバーにのみ共有している。~~

~~他のグループや普及指導員に教えた。~~

~~色々な人に教えたので、みんなが知っている。~~

~~その技術・ノウハウ等は、適切に管理することにより営業秘密として保護することが可能です。「ステップ2 営業秘密の管理方法チェック」で、養殖部会等の地域グループにおける営業秘密の管理方法を確認しましょう。→ ステップ2 (3)へ~~

(1)で整理したグループ独自の技術・ノウハウ等を、これまで誰かに教えたことがありましたか？

養殖部会メンバーにのみ共有している。

他のグループや普及指導員に教えた。

色々な人に教えたので、みんなが知っている。

その技術・ノウハウ等は、適切に管理することにより営業秘密として保護することが可能です。「ステップ2 営業秘密の管理方法チェック」で、養殖部会等の地域グループにおける

~~(2) ③~~ ~~【図を挿入】~~

カウ 都道府県が開発した技術~~→ノウハウ等情報~~の取扱い

上記の「個々の生産者（法人を含む）の技術~~→ノウハウ等情報~~」や「漁協の養殖生産部会等などのグループの技術~~→ノウハウ等情報~~」以外に、例えば県が開発した水産試験場による技術指導・情報開示により、県内の生産者にのみ共有開示する技術~~→ノウハウ等情報~~や、取引過程で取引先に開示される技術情報も営業秘密にあたり得ます。このように都道府県など広範囲における営業秘密秘密の管理方法については、ステップ2（4）により確認して下さい。

ステップ2 営業秘密の管理方法チェック

ここでは、独自の技術~~→ノウハウ等情報~~を営業秘密として管理するために必要な措置がとられているかについて確認しましょう。

具体的には、営業秘密を管理する主体として、

「（１）従業員が少数の生産者（家族のみの場合を含む）」

「（２）一定数以上の従業員を雇用している生産者」

「（３）漁協の養殖生産部会などの地域のグループ」

「（４）都道府県などの広範囲」

を想定し、それぞれの場合のチェック項目をまとめていますので、営業秘密の管理主体に応じて活用して下さい。チェックの結果、必要な措置がとられていないことが判明した場合には、ガイドラインを参照しながら対策を講じましょう。

なお、グループで営業秘密を共有~~開示~~する場合、各生産者においてもその営業秘密を適切に管理する必要がありますので、グループが管理主体となる際のチェック項目（（３））だけではなく、個々の生産者が営業秘密の管理主体となる場合のチェック項目（（１）及び（２））を準用）も確認するようにしましょう。

また、組織内における秘密にしたい技術情報の管理に関するルールについて従業員等との間で秘密保持契約を取り交わす必要がある場合もあることから、各管理主体に応じた秘密保持契約書（秘密保持誓約書）のひな形も示しています。ガイドライン ~~16～17ページ~~ 19～20 ページで指摘したとおり、このような秘密保持契約等は、営業秘密として保護されるために必須のものではありませんが、従業員等の認識可能性を高める上では有用である上、後で争いとなった場合の立証等~~など~~にも資するものです。

養殖業~~（特に（種苗生産・養殖生産現場など）~~においては、従来は契約書を取り交わすことが多くなかった場合も想定される~~ということをも~~踏まえ、できるだけ平易に、簡潔なひな型としました。事案に応じて、例えばグループ内で新たに生まれた技術~~→ノウハウ等情報~~の帰属利用可能・禁止範囲や取扱いについて定めるなど、より詳細な秘密保持契約を締結することも考えられます。その場合、より詳細な秘密保持契約書の書式例については、経済産業省が公開しているひな型¹⁴などを参考にすると良いでしょう。

なお、これらに加え、営業秘密が漏れた場合に特に大きな損害の発生が見込まれるような重要性の高い秘密にしたい技術情報は、「厳秘」等~~など~~として取扱い、より厳格な管理を行うことも

¹⁴ 経済産業省ホームページ「秘密情報の保護ハンドブック」（最終改訂：令和~~4~~-4年5月）の【参考資料2】各種契約書等の参考例

（<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>）の【参考資料2】各種契約書等の参考例

考えられます。また、営業秘密が漏れた場合に備え、営業秘密を持っていたという事実を証明できるようにするためには、公証役場で証明を受けることが可能です。

(1) ~~1-1~~ 従業員が少数の生産者（家族のみの場合を含む）における営業秘密の管理

ア ~~ア~~ 営業秘密の特定と意識の醸成

□ ステップ1を参考に、あなたの営業秘密の有無とその内容を整理し、従業員・家族と共有しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~5～11ページ~~→7～13ページを参照

□ 営業秘密は、経営にとって重要なものであり、外部の人に教えてはいけないという認識を、従業員・家族との間で共有しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~15～16ページ~~→17～19ページを参照

□ 営業秘密の範囲を明確にする観点等からは、営業秘密の内容を紙や写真・動画などに記録しておくことも有益です。この場合、記録したものが従業員や家族以外の者に見られたりしないよう管理しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~10、20～22ページ~~→10～12、23～25ページを参照

イ ~~イ~~ 技能実習生、見学者等などとの関係

□ 営業秘密について、技能実習生、見学者等などの外部の人に見せたり説明したりすることは、不用意に行わないようにしましょう。

※ ただし、ただ目にただけでは、その内容を理解できないような営業秘密であれば、営業秘密に着目させない工夫も重要です。

→ 詳細は、ガイドライン~~17～18ページ~~→20～21ページを参照

□ 営業秘密について、やむを得ず技能実習生、見学者などの外部の人に見せたり説明したりしなければならない場合、その営業秘密を他者に漏らさないでほしいということを相手に伝えましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~17～18ページ~~→20～21ページを参照

ウ ~~ウ~~ 普及指導員との関係

普及□ 指導員が立ち入る場合、他者に伝達してよい情報と伝達してほしくない情報（営業秘密）を明確に区別し、その営業秘密を他者に伝達しないしてほしいということを指導員に伝えましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~48～49ページ~~21～22 ページを参照

□ 養殖業の技術~~→ノウハウ等情報~~に詳しく、各生産者を定期的に訪問する普及指導員は、生産者の営業秘密に接する機会が多いと考えられるため、普及指導員と生産者の間で営業秘密の取扱いについて秘密保持契約を取り交わしておくことも有益です。具体的な契約書面については、「ひな型①：普及指導員向け秘密保持契約書面」を参考にしましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~48～49ページ~~21～22 ページを参照

【参考】ひな型①：普及指導員向け秘密保持契約書面

普及指導員が生産者の漁場飼育区画等に立ち入ることで、生産者独自の技術~~→ノウハウ等情報~~の内容を知ることができてしまうような場合に、普及指導員との間で以下のような秘密保持契約書を取り交わすことが考えられます。

●●様

1 養殖漁場飼育区画等に立ち入ることで見聞きし、又は生産者から説明を受けた、技術~~→ノウハウ等情報~~については、生産者独自の技術~~→ノウハウ等情報~~であることを尊重し、生産者の事前の同意がない限り、第三者に開示しません。

2 前項の同意を得て開示を行う際には、第三者に開示する技術~~→ノウハウ等情報~~の内容及び開示する相手先（人的範囲）を具体的に明らかにするようにいたします。

3 上記各事項は、私が退職したり、他の地域に異動になった場合であっても、遵守いたします。

※~~→~~必要に応じて、以下のように、対象となる技術~~→ノウハウ等情報~~を特定しても良い。

4 ~~→~~上記の対象となる技術~~→ノウハウ等情報~~は、以下のとおりです。
「・飼料飼餌料の調製・配合に関する技術~~→ノウハウ等情報~~」など

（日付）

●●県 水産業普及指導員
（署名）

-(2)-

(2) 一定数以上の従業員を雇用している生産者における営業秘密の管理

ア ~~ア~~ 営業秘密の特定と意識の醸成

☐ ステップ1を参考に、あなたの会社の営業秘密の有無とその内容を整理し、それぞれの営業秘密を知ることができる従業員をできるだけ限定しましょう。

※ ただし、営業秘密を知ることができる従業員を制限することが難しい場合

(例：給餌等立ち入りを制限することが難しい海面生簀での給餌など)は、従業員に安易に外部に伝達してはいけないものであることを伝えておくことが重要です。

→ 詳細は、ガイドライン~~5～11、16～17~~~~ペ=ジ~~7～13、18～20 ページを参照

☐ 営業秘密は、あなたの会社にとって重要なものであり、社外に教えてはいけないという認識を、営業秘密を知っている従業員との間で共有しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~16～17~~~~ペ=ジ~~18～20 ページを参照

☐ 営業秘密の範囲を明確にする観点等からは、営業秘密の内容を紙や写真・動画などに記録しておくことも有益です。この場合、記録したものが従業員以外の者に見られたりしないよう管理しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~10、20～22~~~~ペ=ジ~~10～12、23～25 ページを参照

イ ~~イ~~ 社内での管理

☐ 従業員との間で、営業秘密の取扱いのルールを定めましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~16～17~~~~ペ=ジ~~18～19 ページを参照

① ☐ ルールは、書面や電子データで定めるようにし、従業員がいつでも見られる状態で保管しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~16～17~~~~ペ=ジ~~18～19 ページを参照

② ☐ 従業員が退職した後のことについても定めましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~16～17、23～24~~~~ペ=ジ~~19～20、26～28 ページを参照

③ ☐ 上記のルールについて、従業員がどの程度理解し、実践しているか、定期的に確認しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~16～17~~~~ペ=ジ~~19～20 ページを参照

④ ~~□~~ ~~□~~ 上記ルールに記載した内容について、社内の規則や誓約書などの書面により定めることが望めます。具体的な誓約書面については、「ひな型②：従業員向け誓約書面」を参考にしましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~46～47ページ~~19～20 ページを参照

ウ ~~ウ~~技能実習生、見学者等~~など~~との関係

~~□~~ 営業秘密について、技能実習生、見学者等~~など~~の外部の人に見せたり説明したりすることは、不用意に行わないようにしましょう。

※ ただし、ただ目にしただけでは、その内容を理解できないような営業秘密であれば、営業秘密に着目させない工夫も重要です。

→ 詳細は、ガイドライン~~47～48ページ~~20～21 ページを参照

~~□~~ 営業秘密について、やむを得ず技能実習生、見学者などの外部の人に見せたり説明したりしなければならない場合、その営業秘密を他者に漏らさないでほしいということを相手に伝えましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~47～48ページ~~20～21 ページを参照

エ ~~エ~~普及指導員との関係

~~普及~~~~□~~ 指導員が立ち入る場合、他者に伝達してよい情報と伝達してほしくない情報（営業秘密）を明確に区別し、その営業秘密を他者に伝達しないでほしいということを~~普及~~指導員に伝えましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~48～49ページ~~21～22 ページを参照

~~□~~ 養殖業の技術~~→ノウハウ等情報~~に詳しく、各生産者を定期的に訪問する~~普及~~指導員は、生産者の営業秘密に接する機会が多いと考えられるため、~~普及~~指導員と生産者の間で営業秘密の取扱いについて秘密保持契約を取り交わしておくことも有益です。具体的な契約書面については、（１）の「ひな型①：~~普及~~指導員向け秘密保持契約書面」を参考にしましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~48～49ページ~~21～22 ページを参照

(7) 【参考】ひな型②：従業員向け誓約書面

一定数以上の従業員を雇用している生産者の営業秘密の管理に関しては、ルールを就業規則等や誓約書により定めることが望まれます。就業規則等において定めがない場合には、入社時等などに、以下のような誓約書を従業員から提出してもらうことが考えられます。

●●水産株式会社 御中

1 会社の業務を通じて見聞きした会社の営業秘密（社内のみで共有される技術→ノウハウ等情報）については、無断で社外の者に開示しません。

2 外部から営業秘密にあたる技術→ノウハウ等情報について提供を求められた場合には、速やかに上長に報告するとともに、開示の可否について、会社の決定に従います。

3 会社の営業秘密の取扱いについては、会社の定めるルールや会社の指示に従うものとします。

4 上記各事項は、在職中はもちろん、退職後も、遵守いたします。

5 上記事項に違反した場合、懲戒等の事由となることがあること、会社に対して損害賠償義務等などを負うことがあることを理解しました。

（日付）

（署名）

-(3)-

(3) 漁協の養殖生産部会等などの地域のグループにおける営業秘密の管理

ア ~~ア~~ 営業秘密の特定と意識の醸成

☐ グループのメンバー間で、ステップ1を参考に、グループにおける営業秘密の有無とその内容を整理しましょう。その際、メンバー間で共有される営業秘密について、特定のメンバーが提供・開示したものなのか、グループでの検討の結果生まれたものなのか、それぞれ区別して整理しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~5～11、25ページ~~7～13、30ページを参照

☐ 営業秘密は、グループにとって重要なものであり、グループ外に教えるはいけないという認識を、メンバー間で共有しましょう。特に、グループのメンバー数が多く地理的範囲が広い場合、それぞれの営業秘密ごとに、これを共有するメンバーの範囲を明確にしておくことが重要です。

→ 詳細は、ガイドライン~~25ページ~~29～30ページを参照

☐ 営業秘密の範囲を明確にする観点等からは、営業秘密の内容を紙や写真・動画などに記録しておくことも有益です。この場合、記録したものがメンバー以外の者に見られたりしないよう管理しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~10、20～22ページ~~10～12、23～25ページを参照

イ ~~イ~~ グループの内部での管理

☐ グループのメンバーとの間で、営業秘密の取扱いのルールを定めましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~25ページ~~29～30ページを参照

④ ~~□~~ ☐ ルールは、書面や電子データで定めるようにし、各メンバーがいつでも見られる状態で保管しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~25ページ~~29～30ページを参照

④ ~~□~~ ☐ ルールを定める際には、メンバー以外に営業秘密を開示してはいけないことなど、営業秘密の管理の方法について定めましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~25ページ~~29～30ページを参照

④ ~~□~~ ☐ メンバーがグループから脱退した後のことについても定めましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~25ページ~~29～30 ページを参照

④ ~~□~~ 上記のルールについて、各メンバーがどの程度理解し、実践しているか、定期的に確認しましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~25ページ~~29～30 ページを参照

⑤ ~~□~~ 上記ルールに記載した内容について、メンバー間で秘密保持契約を結ぶことが望まれます。具体的な契約書面については、「ひな型③：生産部会のメンバー向け秘密保持契約書面」を参考にしましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~25ページ~~29～30 ページを参照

ウ ~~ウ~~グループ外部との営業秘密の共有

□ グループの外部の者（例えば、他地域の生産者グループや~~普及~~指導員、技術実習生、見学者など）に営業秘密を共有する場合には、共有する営業秘密の内容と共有できる相手方の範囲について、書面で定めましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~25～26ページ~~29～31 ページを参照

□ 営業秘密を共有する相手方にも、共有できる範囲と営業秘密の取扱いのルールを示し、これに沿って営業秘密を管理するよう伝えましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~25～26ページ~~29～31 ページを参照

~~普及~~□ 指導員が立ち入る場合、他者に伝達してよい情報と伝達してほしくない情報（営業秘密）を明確に区別し、その営業秘密を他者に伝達しないしてほしいということを~~普及~~指導員に伝えましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~18～19ページ~~21～22 ページを参照

□ 養殖業の技術~~→ノウハウ等情報~~に詳しく、各生産者を定期的に訪問する~~普及~~指導員は、生産者の営業秘密に接する機会が多いと考えられるため、~~普及~~指導員との間で営業秘密の取扱いについて秘密保持契約を取り交わしておくことも有益です。具体的な契約書面については、（１）の「ひな型①：~~普及~~指導員向け秘密保持契約書面」を参考にしましょう。

→ 詳細は、ガイドライン~~18～19ページ~~21～22 ページを参照

(7) 【参考】ひな型③：養殖生産部会のメンバー向け秘密保持契約書面

養殖漁協の生産部会では、生産部会の各メンバーの種苗生産・養殖生産技術の向上などを目的として、様々な技術→ノウハウ等情報が共有され、各種マニュアル等や出荷時期の判断時期などを作成することがあります。これらの技術→ノウハウ等情報の中には営業秘密にあたり得るものもあることから、メンバーが、養殖生産部会に参加する際に、そこでやりとりされる営業秘密の取扱いについて、メンバー間で秘密保持契約を取り交わすことが有益です。養殖生産部会等に参加する際に、以下のような秘密保持契約書（誓約書）をメンバーから提出してもらうことが考えられます。

また、秘密保持義務に違反した場合の損害賠償については、損害の額を金銭的に見積もることが困難であることが多いため、特に重要な下記ひな型の1に違反した場合には、あらかじめ、違約金として一定の金額を支払う旨を定めることを検討してもよいでしょう。

養殖部会一●●漁業協同組合 御中

1 養殖生産部会の営業秘密（養殖生産部会メンバーから養殖生産部会内に限って開示された技術→ノウハウ等情報や、養殖生産部会での検討の結果生まれた技術→ノウハウ等情報）については、養殖生産部会メンバー内でのみ共有し、無断で養殖生産部会メンバー以外の者に開示しません。

2 養殖生産部会の営業秘密は、養殖生産部会に所属するメンバーの生産技術の向上等、養殖生産部会の設置目的に従って活用されるために共有されるものであることを理解し、開示された営業秘密を当該目的外に使用しません。

3 養殖生産部会メンバー以外の者から、営業秘密にあたる技術→ノウハウ等情報について提供を求められた場合には、速やかに養殖生産部会に報告するとともに、開示の可否について、養殖生産部会の決定に従います。

4 養殖生産部会の営業秘密については、意図せず漏洩しないように、自身の独自の技術→ノウハウ等情報と同様に、適切に取り扱うものとします。

5 自身の独自の技術→ノウハウ等情報と養殖生産部会の営業秘密とが混同してしまわないよう、区別して取り扱うよう心がけます。また、養殖生産部会の営業秘密のやりとりに当たっては、できるだけその内容や共有範囲を書面で特定するよう心がけます。

6 上記事項に違反した場合、養殖部会、●●漁業協同組合に対して損害賠償義務などを負うことがあることを理解しました。

7 上記各事項は、養殖生産部会のメンバーである間はもちろん、養殖生産部会を脱退した後も、遵守いたします。

(日付)

(署名)

| ~~-(4)-~~ _____

(4) 都道府県が管理する場合等の~~など~~広範囲における営業秘密の管理

ア ~~ア~~ 営業秘密の特定

- ☐ ステップ1を参考に、営業秘密として取り扱う独自の技術~~→ノウハウ等情報~~の内容を整理し、その~~共有開示~~範囲を定めて下さい。特に、~~共有開示~~する生産者・団体の数が多く地理的範囲が広い場合、それぞれの営業秘密ごとに、これを~~共有開示~~する生産者の範囲を明確にしておくことが重要です。

→ 詳細は、ガイドライン~~25～26ページ~~~~→30～31ページ~~を参照

- ☐ 営業秘密の範囲を明確にする観点等からは、営業秘密の内容を紙や写真・動画などに記録しておくことも有益です。この場合、記録したものが~~共有開示~~範囲外の者に見られたりしないよう管理して下さい。

→ 詳細は、ガイドライン~~40、20～22ページ~~~~→10～12、23～25ページ~~を参照

~~4~~ ☐ 生産者等との認識の共有

営業秘密を~~共有開示~~する個々の生産者・団体に対して、営業秘密の内容と~~共有開示~~できる範囲を示し、その範囲を超える他の生産者などに営業秘密を開示してはいけないことを伝えて下さい。営業秘密の管理方法について、個々の生産者等がどの程度理解し、実践しているか、定期的に確認することも重要です。

→ 詳細は、ガイドライン~~25～26ページ~~~~→30～31ページ~~を参照

- ☐ 上記の営業秘密の取扱い方法について、個々の生産者等との間で秘密保持契約を結ぶことが望まれます。具体的な契約書面については、「ひな型④：都道府県内の養殖~~業者向け~~~~関係者向け~~秘密保持契約書面」を参考にして下さい。

→ 詳細は、ガイドライン~~26ページ~~~~→31ページ~~を参照

(7) 【参考】ひな型④：都道府県内の養殖業者向け農家向け秘密保持契約書面

県の水産試験場などが研究開発した養殖管理優良形質を有する種苗生産方法等~~など~~、県内の生産者には広く共有開示する一方、県外にはこれを流出させないようにしたいというケースは存在します。県内~~など~~の広い地域において知られている技術~~→ノウハウ等情報~~であっても、適切な秘密管理が行われている限り、営業秘密として保護されますが、共有開示範囲が広くなればなるほど、技術~~→ノウハウ等情報~~を秘密として保護すべきであるという認識が薄まりやすくなりますので、秘密である旨の認識可能性を担保するために、秘密保持契約や誓約書~~等~~などにおいて、秘密に~~したい技術~~情報の範囲をより一層明確に特定しておくことが望ましい対応です。

以下のひな型では、技術~~→ノウハウ等情報~~の内容をマニュアル化し、それによって秘密とすべき技術~~→ノウハウ等情報~~の範囲が特定されているケースを想定しています。

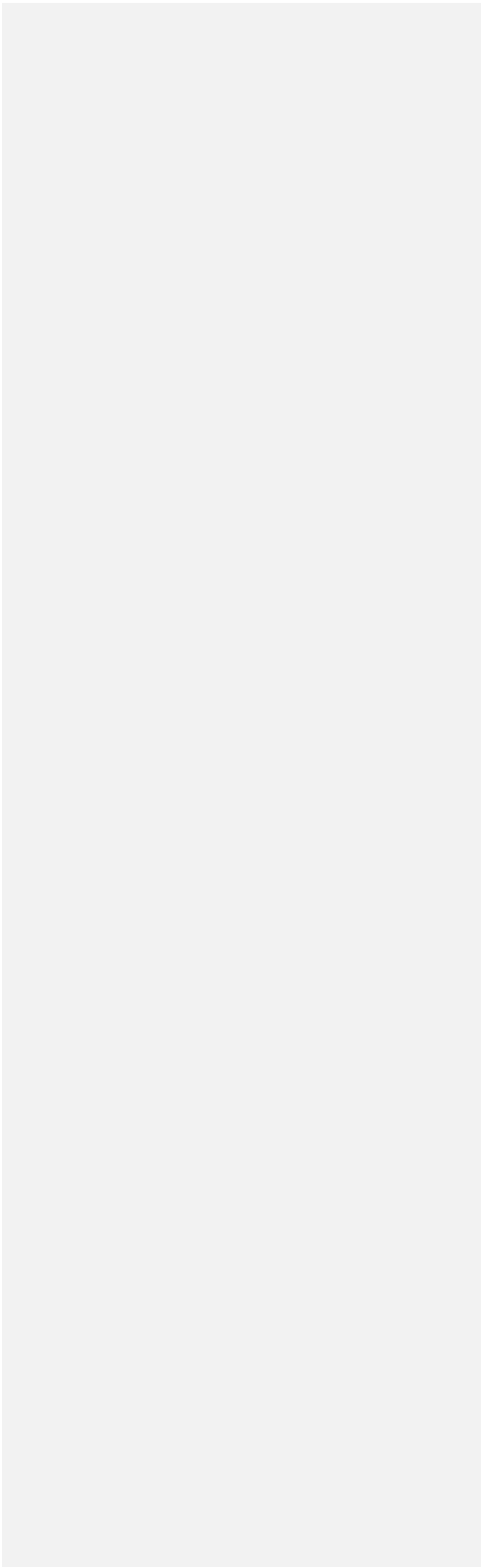
●●県 御中

- 1 ●●県が策定する~~■~~養殖管理種苗生産マニュアル（以下「本マニュアル」といいます。）は、●●県の生産力・品質の向上のために開発された技術・ノウハウであることを認識し、第三者（県内・県外を問いません）に開示しません。
- 2 本マニュアルを活用したい県内の生産者がいる場合、速やかに●●県に報告します。本マニュアルを開示する場合には、●●県から行うこととし、私からは開示しません。
- 3 第1項記載の本マニュアルの目的に照らし、本マニュアルは、県内で~~■~~を養殖栽培する目的にのみ使用し、当該目的外に使用しません。
- 4 本マニュアルは、意図せず漏洩しないように、自身の独自の技術~~→ノウハウ等情報~~と同様に、適切に取り扱うものとします。
- 5 上記事項に違反した場合、●●県に対して損害賠償義務~~等~~などを負うことがあることを理解しました。
- 6 上記各事項は、県外に移転した場合であっても、遵守いたします。

（日付）

（署名）

| _____



(4) 付録：普及指導員が所属する組織（都道府県や漁協）における取組

養殖業では、~~普及では~~、指導員が生産者の漁場飼育区画等に立ち入り種苗生産・養殖生産技術を指導するということが行われており、~~普及~~指導員に対しては、所属する道府県都道府県や漁協等などにおいて、~~普及~~指導員が見聞きする技術→ノウハウ等情報の取扱いについて啓発を行うことが重要であることは、ガイドライン ~~48～49ページ~~ 21～22 ページにおいて述べたとおりです。ここでは、~~普及~~指導員が所属する組織において取り組んでいただきたい事項を付録として示しています。

——普及【指導員に対する啓発】

☐ 所属する ~~普及~~指導員に対して、以下の事項に関する理解を促して下さい。

- ① 各生産者から開示された技術→ノウハウ等情報の中には、営業秘密として保護されるものがあること。
- ② 各生産者から開示された技術→ノウハウ等情報について、他の生産者に伝達して良いかどうか、生産者に確認するよう心がけること。
- ③ その際に、秘密としたい旨の申し出があった技術→ノウハウ等情報を他の生産者に伝達しないこと。

→ 詳細は、ガイドライン ~~48～49ページ~~ 21～22 ページを参照

②—【生産者から開示された技術→ノウハウ等情報の取扱いに関するルールの策定】

☐ 各生産者から開示された技術→ノウハウ等情報の取扱いに関して、以下の事項に留意してルールを定めて下さい。

- ① ルールは書面や電子データで定めることとし、また、所属する指導員がいつでも見られる状態で保管すること。
- ② ルールの中に、~~普及~~指導員が退職したり、他の地域へ異動した後のことについても含めること。
- ③ ルールについて、所属する ~~普及~~指導員がどの程度理解し、実践しているか、定期的に確認すること。

→ 詳細は、ガイドライン ~~48～49ページ~~ 21～22 ページを参照

IV 今後の養殖業養殖分野における技術・ノウハウ等情報の保護・活用に向けて

~~1 オープン・クローズ戦略~~

~~(1) 戦略の選択~~

~~技術・ノウハウ等を形式知化して整理するということは、必ずしも当該技術・ノウハウ等を独占することのみを目的とするものではなく、有用な技術・ノウハウ等を正確に伝達することにも資する。~~

~~有用な技術・ノウハウ等が存在するときに、それを自身で独占するのか、第三者と共有するのか、また、共有するとしても、どの範囲で共有するのかは、その技術・ノウハウ等を保有する者の戦略による（「オープン・クローズ戦略」等と呼ばれる。）。~~

~~工業分野等で特許権を取得した場合、特許権を第三者に実施許諾せずに、自身のみで独占的に特許発明を実施していくこともできるし、特許権を第三者にライセンスすることもできる。ライセンスの態様としても、特定の者に対してのみライセンスする場合もあれば、希望する者に広くライセンスをする場合もあり、またライセンスは無償でも有償でも良い。このように、ある技術の特許権で保護するということは、必ずしも自社で独占をすることを意味するのではなく、様々な戦略をとるための前提として機能するものである。~~

~~養殖業においても、有用な技術・ノウハウ等を整理し、特許や営業秘密等として保護するということは、必ずしもそれを独占するということを意味するのではない。有用な技術・ノウハウ等を整理した上で、それをどのように活用するのかは、その保有者がどのような戦略を選択するかによる。~~

~~例えば、魚病対策のためのノウハウ等は、地域全体にオープンにすることで、自らの漁場の安全を確保するという考え方もあるだろう。一方、高品質化といった収穫物に付加価値をつけるための技術・ノウハウ等については、生産者の差別化ポイントとして、クローズにすることで、各生産者の更なる改良を促すということも考えられる。~~

~~オープン・クローズの組合せは多様であり、ある情報の一部はオープンとし、他の部分をクローズにすることも可能である。例えば、飼料の混合に関する技術・ノウハウ等について、飼料Aと飼料Bを混合すると良いという範囲ではオープンにして、地域全体の生産物の品質を向上させつつ、その具体的な混合割合や、給餌のタイミングなどは、それぞれの生産者の王夫に委ね、各自がクローズにして、差別化を図るということも考えられる。~~

~~(2) オープン戦略とノウハウの保護~~

~~オープン戦略を選択する場合であっても、技術・ノウハウ等を整理して保護することが不要になるわけではない。前述のとおり、技術・ノウハウ等を整理するということは、オープン戦略採用する場合であっても、その正確かつ容易な伝達、継承を行うために必要な過程である。~~

~~また、オープン戦略を選択する場合であっても、特許や営業秘密としての保護を図っておくことで、ライセンスをしていない者や、ライセンス条件に違反した者に対し、その技術・ノウハウ等の使用を禁止することが可能となる。これによって、技術・ノウハウ等を、正しい内容のまま伝達・継承することができる。~~

~~例えば、一定の地域やグループなど、特定の人的範囲でのみ技術を共有したい場合に、特許や営業秘密としての保護がされていないと、想定した人的範囲外に技術が意図せず流出した場合に、その使用を禁止する法的根拠がなくなってしまう、特定の人的範囲の中で享受するはずだった技術的な優位性が失われ、さらに経済的利益を得る機会を逸してしまう結果となる。~~

~~そのような事態を避けるため、技術・ノウハウ等を例えば営業秘密として保護できるような適切な管理の体制や措置をとりつつ、特定の人的範囲に対してのみライセンスを行うなどの方策をとることなどが考えられる。~~

~~また、特許権等や営業秘密の使用を許諾する際の契約では、対価の支払や許諾期間等だけではなく、技術・ノウハウ等を使用するに当たって遵守すべき条件を付すことができる。その条件に違反した場合に、債務不履行を理由に許諾契約を解除することができるようにしておくことで、技術・ノウハウ等が条件どおりに使用されることを確保することができる。~~

~~そのように、オープン戦略とは、技術・ノウハウ等を法的な保護策を講じず無防備な状態に放置することとは異なる。技術・ノウハウ等を適切な状態、条件で広めるためにも、技術・ノウハウ等を整理し、適切な保護を図ることは重要である。~~

1-2 保護の方法の選択

有用な技術・ノウハウ等情報を保護する場合、その内容によって、特許権、意匠権、育成者権等による保護（権利化）や営業秘密としての保護といった（秘匿）など、様々な方法が選択可能である。

例えば、ある特殊な養殖方法であれば、その技術的な特徴を特許権によって保護することもできる場合があるし、営業秘密として管理して保護することもできる。養殖用の装置を例にとると、特許出願をしてその装置の技術内容を公開しつつ、出願から20年間、その技術を法的に独占するという考え方（権利化）もある一方で、養殖用の装置を自ら開発したような場合は、その技術内容を秘匿して第三者が技術内容を把握できないようにして長期間事実上の独占を行うという考え方（秘匿）もある。それぞれの方法は、保護のために必要な手続や要件が異なるため、技術・ノウハウ等情報の内容、性質や保護の目的等に照らし、適切な方法を選択するべきである。

また、例えば、特許権を取得するためには、発明の内容を特定し、特許庁に対して特許出願を行い、特許庁における審査を経て、特許登録をする必要がある。その過程で、出願内容は公開される（特許法 65 条：出願公開制度）。例えば、外部から見ても内容が明らかになってしまう前述のような養殖装置を製造して販売するような場合、その養殖装置をリバースエンジニアリングすることで技術ノウハウ等については内容を把握できるならば、営業秘密として管理することには多大な費用や労力がかかる反面、仮に第三者が模倣している場合の侵害立証が容易であるためには困難であり、特許権による保護を図るというのも選択肢であることが多い。

これに対し、給餌量屋内の調整養殖場における養殖方法等といったなど、外観からは容易に把握できないような技術ノウハウ等情報については、営業秘密としての管理がしやすい反面、その内容が出願公開によって第三者に明らかとなってしまうと、模倣がされた場合の侵害立証が困難になってしまうため、営業秘密として保護する方が適していると言える。

2 戦略の選択

有用な技術情報が存在するときに、それを公開せずに自ら独占するのか、第三者に開示するのか、また、開示するとしても、どの範囲又は条件で開示するのかは、その技術情報を保有する者の戦略による。

工業分野などで特許権を取得した場合、特許権の対象となる特許発明を第三者に実施許諾せず、自身のみで独占的に特許発明を実施していくこともできるし、特許発明を第三者に実施許諾（ライセンス）することもできる。ライセンスの態様としても、特定の者に対してのみライセンスする場合もあれば、希望する者に広くライセンスをする場合もあり、無償・有償のいずれでも良い。このように、ある技術を特許権で保護するということは、必ずしも自社で特許発明の権利範囲に属する技術を独占することを意味するのではなく、様々な事業戦略をとるための前提として機能するものである。このことは養殖分野でも変わりはない。

このような権利化と秘匿を組み合わせ、協調領域においては、技術情報の実施又は利用を非独占的に許諾する一方（オープン戦略）、競争領域においては、技術情報を秘匿し、又は独占的に実施・利用・許諾する（クローズ戦略）考え方は、「オープン・クローズ戦略」とも呼ばれ、その重要性は増している¹⁵。例えば、飼料の混合に関する技術情報について、飼料 A と飼料 B を混合すると良いという範囲ではオープンにして、地域全体の生産物の品質を向上させつつ、その具体的な混合割合や、給餌のタイミングなどは、それぞれの生産者の工夫に委ね、各自がクローズにして、差別化を図るということも考えられる。

【コラム】技術ノウハウ等情報の棚卸しとオープン・クローズ戦略

¹⁵ <https://faq.inpit.go.jp/content/tradeseecret/files/100578260.pdf> も参照されたい。

オープン・クローズ戦略により技術・~~ノウハウ等情報~~を保護・活用していくためには、自身が持つ技術・~~ノウハウ等情報~~を把握・整理することが肝要である。

研究活動から日常的に知的財産技術情報が創出される研究機関等~~など~~では、研究所内における技術・~~ノウハウ等情報~~の棚卸しにより技術・~~ノウハウ等の~~、その把握・整理を行い、それらを広く周知するもの、特許等により権利化することが適切なもの、営業秘密として秘匿するものに分類して、それぞれに適した管理を行っているケースもある。

このように技術・~~ノウハウ等の~~知的財産情報を整理し、保護・活用していくことは、その保有者に対して、それを生み出すための創意工夫に要した費用や労力等~~など~~の投資に見合った利益を確保し、新たな知的財産を創出するインセンティブを与えるためにも不可欠なものである。

~~3 技術・ノウハウ等の適切な保護と我が国の養殖業技術の発展~~

~~養殖業における技術・ノウハウ等の中には、他者から共有されたものや世代を超えて脈々と伝承されてきたものに、個々の生産者が更に改良を加えたり、従来の手法等を更に分析、精緻化したりすることにより生み出されたものなども含まれる。~~

~~技術・ノウハウ等の保護は、必ずしもその独り占めを意味するものではなく、所望の地域や生産者の間で共有することも可能である。また、適切な保護に関しては、生産規模の大小を問うものでもない。~~

~~養殖業においても、技術・ノウハウ等を適切に保護することは、生産者に対して、創意工夫に見合った利益を付与することで、新たな技術・ノウハウ等を生み出すインセンティブを与え、るとともに、そのように生み出された技術・ノウハウ等を適切に維持、管理することに資するのであって、これを通じて我が国の養殖業における成長産業化に資するだけでなく、地域の活性化にもつながるものであると考える。~~

|



書式を変更: フォント : Times New Roman, 12 pt